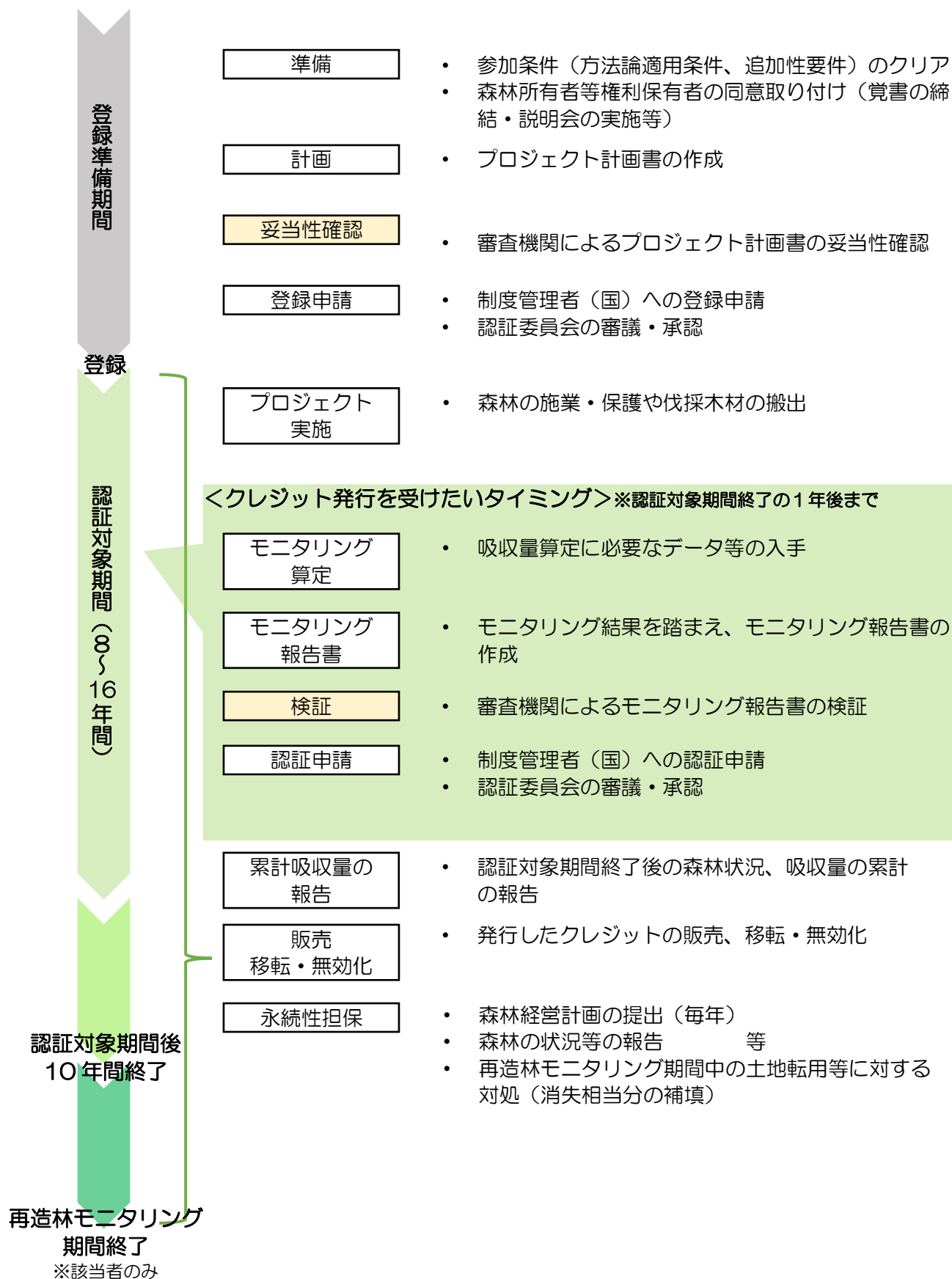


# 2章

## 方法論 FO-001 の実施手続 ～ステップ・バイ・ステップ～

第1章の基本をおさえたら、いよいよ具体的な手続の仕方を確認していきましょう！

# I. 全体フロー



## II. 認証対象期間

具体的な手続に入る前に、まずは森林管理プロジェクトの認証対象期間の考え方を理解しておきましょう。

### 1. 認証対象期間の開始日

森林管理プロジェクトでは、吸収量を年度単位で算定するため、認証対象期間の開始日は、原則として、プロジェクト登録の申請のあった日の含まれる年度の開始日（4月1日）又は「その翌年度の開始日」のいずれかを選択することとされています。

ただし、方法論 FO-001 に基づく「プロジェクト計画の登録を行う森林」については、正当な理由なく年度の開始日に有効な森林経営計画が存在しない場合には、認証対象期間の開始日は、認定を受けた森林経営計画の開始日以降となります。（森林経営計画が存在しない期間が生じたことの正当な理由を書面等により制度管理者へ提出し、了承を受けなければ、認証対象期間の開始日を年度の開始日とすることはできません。）ここでいう「正当な理由」には、プロジェクト実施者の責によらない不可抗力（自然災害等）により森林経営計画の作成または認定が遅れた場合が該当します。

（実施要綱 1.6、方法論 付記 2）



#### 「プロジェクト登録の申請のあった日」とは？

「プロジェクト登録の申請のあった日」とは、審査機関による妥当性確認後に制度管理者に申請書類を提出した日であって、認証委員会で承認された日ではありません。

このため、例えば、2022年4月（2022年度）以降の認証委員会で登録が承認されたプロジェクトであって、登録申請が2022年3月31日までに終わって行われていれば、認証対象期間の開始日は、制度管理者に申請書類を提出した年度の開始日である2021年4月1日又はその翌年度の開始日である2022年4月1日となります。

### 2. 認証対象期間の終了日

森林管理プロジェクトにおける認証対象期間の終了日は、方法論 FO-001 については、①又は②の2つのいずれかから選択することが可能となっています。

- ① 認証対象期間の開始日から8年を経過する日を含む年度の終了日
- ② 認証対象期間の開始日から9年を経過する日から 16年を経過する日までの間の任意の年度の終了日

②の「9年を経過する日から16年を経過する日までの間の任意の年度の終了日」については、プロジェクト実施者が任意に決めることができますが、例えば森林経営計画を切れ目なく更新していくことを想定し、森林経営計画の終期の年度末と認証対象期間の終了日を一致させるのも一案です。

また、方法論 FO-001 に基づくプロジェクトの登録申請を行う際、プロジェクト実施者は、クレジットを過大に発生させる目的で、主伐の時期を意図的に避けることは認められません。森林経営計画に基づく主伐の場合は、その時期が認証対象期間の開始日より前であったとしても「主伐の時期を意図的に避けた」とはみなされません。一方、認証対象期間の開始日より前の5年間に森林経営計画に基づかない主伐を行った林分（無立木地又は林齢5年生以下の林分）があり、「プロジェクト計画の登録を行う森林」の区域全体の森林蓄積が5年前の時点より減少している場合（自然攪乱の被害による蓄積減少でないもの）、主伐の時期を意図的に避けていると判断される可能性があります。

（実施要綱 1.6、実施規程 6.5.1、方法論 付記 2）

### 3. いつの吸収量を算定するか

認証対象期間中の吸収量の算定は、原則として認証申請日の前年度の最終日（3月31日）までを対象として、年度単位で行います。認証対象期間内に、新たに実施された個々の森林施業又は保護の実施による吸収量は、個々の森林施業又は保護が実施された日の属する年度の開始日（4月1日）から、年度単位で算定されることになります。

ただし、方法論 FO-001 においては、認定を受けた森林経営計画の存在が前提となることから、正当な理由なく年度の開始日に有効な森林経営計画が存在しない場合には、吸収量のモニタリングの開始日は、認定を受けた森林経営計画の開始日以降となります。この場合のプロジェクト実施後吸収量の算定は、日割り計算で、次のようになります。

$$\begin{array}{c} \text{年単位で算定したプロジェクト実施後吸収量} \\ \times \left[ \frac{\text{モニタリング期間 (日)}}{365 \text{ 日}} \right] \\ \uparrow \\ \text{森林経営計画の開始日} \sim \text{3月31日の日数} \end{array}$$

なお、主伐によって一時的に吸収見込み量の累計が負になる時期があるプロジェクトでは、クレジットの認証申請は累計が負になる時期の経過後に限られます。

（モニタリング・算定規程 2.9、2.10）



## 認証対象期間と森林施業・保護の実施

方法論 FO-001 では、認証対象期間内中に森林施業や森林の保護を実施した林分が吸収量の算定対象となりますが、実際に認証申請の対象となる期間は、それぞれの林分について、**認証対象期間内で最初に森林施業や森林保護を実施した年度以降の全ての認証対象期間中の年度**となります。そのため、認証対象期間の早い段階で、森林の施業や保護を実施すると、吸収量の算定対象期間を長く取ることができ、多くのクレジット発行に結びつけることができます。

特に、1990年以降に間伐等の施業履歴がある育成林や保安林等に指定された天然生林は、認証対象期間中に森林の保護（巡視等）を実施すれば、その年度以降の全ての認証対象期間が吸収量の算定対象となり、クレジットの発行量も大きくなります。できる限り認証対象期間の早い段階に実施できるように準備をしましょう。

### ◆認証対象期間が 2022 年度からの森林経営活動プロジェクトの例

		認証対象期間 (8~16 年間) →									
		(年度)	1990 ~ 2021	22	23	24	25	26	27	28	...
吸収量 算定対象	1990年以降（認証対象期間開始前）に造林、保育又は間伐を実施した育成林	間伐	保護	← 年々の吸収量を算定 →							
		間伐	保護	← 年々の吸収量を算定 →							
	認証対象期間開始後に造林、保育又は間伐を実施した育成林	(施業履歴なし)	間伐	← 年々の吸収量を算定 →							
	認証対象期間開始後に森林の保護を実施した天然生林	保護	保護	← 年々の吸収量を算定 →							
排出量 算定対象	認証対象期間開始後に主伐を実施した育成林及び天然生林	間伐	主伐	← 主伐林齢までの蓄積を排出量として一括算定							
		間伐	保護	主伐	← 主伐林齢までの蓄積を排出量として一括算定						
吸収量 算定対象	認証対象期間開始後に実施した主伐の跡地に再造林した育成林	間伐	主伐	再造林	← 年々の吸収量を算定 →						
	認証対象期間開始後に出荷した用材（木材製品に加工）	—	出荷	出荷	← 出荷のあった年度に吸収量算定						

## 4. 認証対象期間の延長及びプロジェクトの再登録

排出削減プロジェクトの場合、年数の経過に伴いベースラインが変わるため（例えば電力市場において再エネ比率が高まる結果、電力の排出係数が低下）、ベースラインを再設定した上で、1回に限り（最大8年間）、認証対象期間を延長することが認められていますが、プロジェクトの再登録はできません。

他方、FO-001の場合、認証対象期間が終了したプロジェクトと同じ森林における活動であっても、当該森林に係る施業等の実施計画により改めて方法論適用条件が満たされる場合は、本制度に登録されていたプロジェクトと同一の吸収活動とは見なされないため、新たなプロジェクトとして繰り返し登録することが可能です。

（実施要綱 1.6）



### 1度の登録で、2度目もおいしい？

J-クレジット制度上、認証対象期間が終了したプロジェクトと同一内容の排出削減・吸収活動を再び登録することは認められません。

しかしながら、FO-001の場合、森林経営計画の作成を前提としているため、計画区域は同じであっても、通常、間伐を実施した林分は次の間伐の周期まで10年以上の間隔を開けるため、計画区域の中で間伐を実施する箇所は前の計画とは異なる結果、同一の吸収活動とはみなされず、新たなプロジェクトとして再び登録が可能です。

1度目の登録で培った経験等を生かせば、施業の実施箇所が変わっても、事務的な手続等是不変わるため、2回目以降は効率的にクレジットを創出できる可能性はぐんと高まります。

また、1回目のプロジェクト期間中に間伐を実施した箇所は、1990年以降に施業を実施した事実の証明が容易となるため、2回目のプロジェクトでは、当面の施業の予定がなくても森林経営計画の区域に含めるだけで（※）、あとは巡視さえ行えば、その年度以降の吸収量を毎年獲得することが可能となります。

※ 施業予定が無い森林を森林経営計画の区域に含める場合の計画的間伐対象森林からの除外については、第1章「適用条件5 持続性の担保」参照

2050年ネットゼロの実現に向けては、吸収系のクレジットの比重の高まりが見込まれるところであり、FO-001に基づくプロジェクトに長期的・継続的に取り組むことで、「伐って、使って、植えて、育てる」システムの好循環を目指しましょう。

### Ⅲ. プロジェクトの具体的な進め方

ここから先は、準備すべき資料を確認しながら、具体的に何をやる必要があるのか、手続の流れに沿って確認をしていきます。

#### 1. 登録準備期間 ～プロジェクトの準備から計画書作成、登録まで～

まずは、プロジェクトの登録前段階の準備をします。

プロジェクトの登録までには、

1. 登録の準備（参加条件のクリア、森林所有者等権利保有者の同意取り付け）
2. プロジェクト計画書の作成
3. 審査機関による妥当性確認
4. 制度管理者への登録申請

という4つのステップに対応する必要があります。

このうち、4の申請については、制度管理者による登録の過程で審議を受ける認証委員会の開催日ごとに、締切日が定められており、それに間に合うよう、審査機関の妥当性確認を済ませる必要があります。また、審査機関の数が限られていることから、妥当性確認を受けるまでに長い時間を要することもあります。（例として、2025年3月11日の第64回認証委員会での登録を目指す場合のスケジュール感を次ページで示します。）

このため、まずは、「いつの認証委員会への申請を目指すか」を検討し、4の締め切りを確認したうえで、目標とするスケジュールを立てて、必要な書類の準備等を進めていきましょう。

◆プロジェクト計画書作成から登録までのスケジュール  
 ※第64回認証委員会を例に

		事務局・審査機関側の作業	プロジェクト実施者の作業
登録時の 義務の確認 (随時)	～10月	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画書作成 支援の相談受付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画書作成</li> <li>支援対象判断のための チェックリストの提出</li> </ul>
	11月	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画書の作成・完成</li> </ul>	
妥当性確認 (約1か月 半)	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画書の 審査</li> <li>審査報告書の作成・発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト計画書の 修正時の追加確認事項や 提出物の不備等への対応</li> <li>書類の修正</li> </ul>
	1月		
登録申請	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類のチェック</li> </ul>	
	3月		

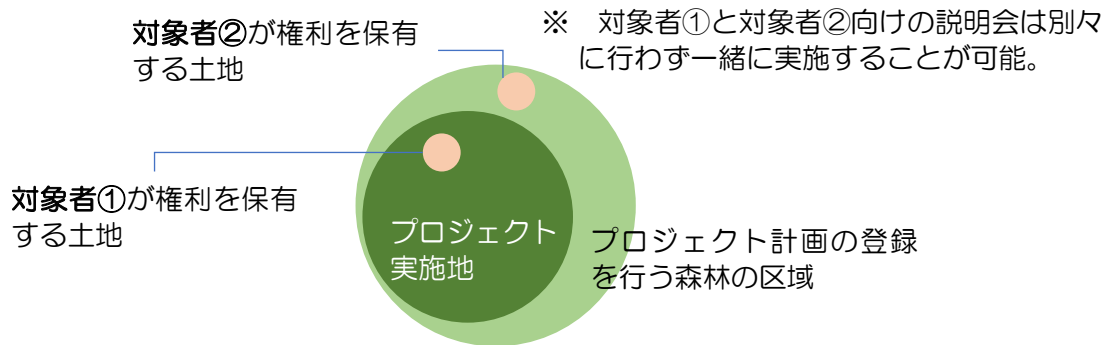
※妥当性確認をスムーズに受けることができた場合の想定であり、実際はより長い期間を要する場合があります。

## (1)登録の準備～参加条件のクリア、森林所有者等権利保有者の同意取り付け～

第1章で説明したプロジェクトの適用条件や追加性要件を満たすことを確認できた場合は、プロジェクト組成に移ります。森林経営活動方法論（方法論 FO-001）に基づくプロジェクトの登録申請に向けた準備として、まずはじめに、プロジェクト実施者（プロジェクト実施者が複数存在する場合は、その代表者。以下、同じ。）は、プロジェクトを実施しようとする森林経営計画の対象森林やプロジェクト実施地の権利関係を把握し、各種権利保有者（土地所有者など）に対し、必要な説明を行い、不同意がないことを確認した上で、これらについて説明した証拠となる資料とともに登録申請時に提出する必要があります。

具体的に説明を行うべき内容は、権利保有者がプロジェクト実施地に係る権利保有者であるか否かにより、以下に分かれます。

対象者	実施事項	説明すべき事項
① プロジェクト実施地に係る権利保有者	右の事項を説明し、覚書を締結 ㊦覚書例示： 「2. プロジェクト計画書の作成」⑦	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト実施地において土地転用等を行わないこと（認証期間中及び認証対象期間終了日から10年間）</li> <li>プロジェクト実施者が森林経営計画等を提出する際に、必要な書類を提供すること（認証期間中及び認証対象期間終了日から10年間）</li> <li>プロジェクト実施地を譲渡する際は、「約款（プロジェクト実施者向け）を遵守する契約主体としての地位及び上記義務を譲受人に継承させ、譲受人から誓約書を出させること</li> <li>認証対象期間終了時の森林状況・認証対象期間中の吸収量の累計をプロジェクト実施者が報告するための必要な情報を提供すること（認証対象期間が終了した翌々年度の6月30日までに実施）</li> </ul>
② プロジェクト計画の登録を行う森林の区域であって、プロジェクト実施地以外の土地に係る権利保有者	説明会等にて右の事項を説明し、説明会等を実施した証拠となる文書（実施記録）を作成するなどして、不同意がないことを確認 ㊦森林説明会実施記録例示： 「2. プロジェクト計画書の作成」⑧	<ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト実施者が森林経営計画等を提出する際に、必要な書類を提供すること（認証期間中及び認証対象期間終了日から10年間）</li> </ul> （プロジェクト実施地以外の土地に係る権利保有者の協力がなければ森林経営計画を継続できない場合） <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト実施者は、認証対象期間終了日から10年を経過するまで、森林経営計画を継続できない場合は、プロジェクトにより発行したJ-クレジットの補填義務が生じること</li> </ul>



### 森林所有者等への合意獲得のための工夫 ～加子母森林組合、根羽村森林組合～

森林組合などでは、権利保有者等が相当数になる場合がありますが、既にプロジェクトに取り組んでいる事業者では次のような工夫を行い、効率的に取り組んでいます。

#### 加子母森林組合

加子母森林組合（岐阜県）では、専属の職員からの説明だけでなく、組合員組織を活用して趣旨文書と参加に必要な持続性に関する覚書を配布し、集めてもらったほか、地区の集会と合わせて説明会を開催することで、約 1,000 人の組合員への説明から署名等の収集を 2 か月で実施することができました。

全体説明会（左）及び地区集会（右）の様子



#### 根羽村森林組合

根羽村森林組合（長野県）では、村民全員が組合員であるという利点を活かし、地域の回覧板などを活用して説明会の周知を行うとともに、森林施業に関する要望収集と合わせて説明会を開催することで、効率的に同意を取り付けることができました。

説明会の様子





## 権利保有者へは必ずクレジット収益を還元しなければならないのでしょうか？

J-クレジット制度上、発行されたクレジットの所有権はプロジェクト実施者に帰属しますが、クレジットの販売によりプロジェクト実施者が収益を得た場合、森林所有者等に還元するか否かについては、あらかじめプロジェクト実施者と森林所有者等との間でルールを決めておくことが重要です。例えば、クレジット収益の30%を面積割合に応じて組合員に還元している森林組合の例もありますが、必ずしも権利保有者に収益を還元しなければいけないという決まりはありません。カーボン・クレジット制度の基本的考え方に照らせば、経済的障壁のある（追加性がある）活動に対して民間資金を供給することで、さらなる低炭素投資を促すことが目的であることから、クレジット収益を森林所有者等に還元する代わりにプロジェクト実施者である森林組合の基金として積み立て、再造林実施時の補助残へ充当することにより、組合員の所有する森林の整備の一層の推進に役立てるといった運用方法も考えられます。

## (2) プロジェクト計画書の作成

適用条件や追加性要件を満たすことの確認、森林所有者等の同意取り付けが完了すれば、次のステップとして、プロジェクト実施者は、プロジェクト計画書を作成します。

森林経営活動方法論（方法論 FO-001）に基づくプロジェクトの登録申請に向けて準備する書類は、プロジェクト計画書本体と関係書類を合わせて全部で9種類あります。ここでは、一つ一つ確認しながら準備を進めていきましょう。

	名称	様式	分類
①	プロジェクト計画書*	J-クレジット制度 HP 掲載の様式	全事業者必須
②	プロジェクト登録申請書*	J-クレジット制度 HP 掲載の様式	全事業者必須
③	森林経営計画認定書	自治体の様式	全事業者必須
④	森林経営計画（及び予定計画）	自治体の様式	全事業者必須
⑤	収穫予想表（林分収穫表）	都道府県等作成のもの	全事業者必須
⑥	J-クレジット制度利用に係る誓約書*	J-クレジット制度 HP 掲載の様式	該当者のみ （J-クレジットに初めて参加する場合）
⑦	持続性確認覚書*	J-クレジット制度 HP 掲載の様式 又は任意の様式	該当者のみ （プロジェクト実施者以外の森林所有者が存在する場合）
⑧	森林説明会実施記録等*	J-クレジット制度 HP 掲載の様式 又は任意の様式	該当者のみ （森林経営計画にプロジェクトに参加しない森林所有者が存在する場合）
⑨	妥当性確認報告書	審査機関が作成	必須

\* J-クレジット制度 HP から様式等をダウンロードして、新たに作成するもの

申請書類は、J-クレジット制度 Web サイトよりダウンロードしてください。

<https://japancredit.go.jp/application/document/>

J-クレジット制度とは温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。

**J-クレジット制度** お問い合わせ サイトマップ English

ホーム J-クレジット制度について **申請手続** 登録・認証情報 クレジット売買 クレジット活用 問合せ・資料等

ホーム > 申請手続

## 申請手続

### プロジェクト登録申請 クレジット認証申請

▶ 申請手続の流れ

クレジットの認証・発行までの流れを説明しています。

▶ 申請手続支援  
(書類作成支援・審査費用支援)

プロジェクト登録とクレジット認証を行う際の書類作成支援と審査費用の支援内容・条件について掲載しています。

▶ **申請書類**

各種申請に必要な書類を掲載しています。

### 無効化手続 (クレジットの使用手続)

▶ クレジット管理用口座・無効化関連手続

### 旧制度からの プロジェクト継続

▶ 旧制度からの移行・更新

国内クレジット制度において事業承認を受けて

## 申請書類

各種申請に必要な書類一覧です。

**【申請書式改定に伴う変更点】**

- プロジェクト登録に必要な「プロジェクト登録申請書」、「プロジェクト実施者誓約書」、「プロジェクト計画書」、「プロジェクト計画書別紙」を統合しました。
- クレジット認証に必要な「クレジット認証申請書」、「モニタリング報告書」、「モニタリング報告書別紙」、「プロジェクト計画変更届」（登録時点から変更のある場合のみ必要）を統合しました。
- 計画変更届を「プロジェクト登録申請書類一式」に移管しました。

※プロジェクト登録、クレジット認証、いずれも、旧書式での受付も可能ですが、2022年4月1日以降、システム上での申請となることに伴い、新様式しか受理できなくなります。

最終更新日：2023年02月07日

[プロジェクト計画登録申請の方](#)
[クレジット認証・発行申請の方](#)  
[国内クレジット制度/J-VER制度からの移行届](#)
[方法論の新規提案申請の方](#)  
[地域版 J-クレジット制度申請の方](#)
[審査機関の方](#)  
[J-クレジット管理口座保有者の方](#)  
[森林管理プロジェクト実施者の方（永続性担保措置）](#)

### プロジェクト計画登録申請の方

#### プロジェクト別必要書類

#### 排出削減プロジェクト

申請書名称	ダウンロード
排出削減プロジェクト登録申請書類一式	

#### 森林管理プロジェクト

申請書名称	ダウンロード
森林管理プロジェクト登録申請書類一式	
永続性確認書	
説明会実施記録	

**申請手続**

- ▶ 申請手続の流れ
- ▶ 申請手続支援（書類作成支援・審査費用支援）
- ▶ 申請書類**
- ▶ 申請書類旧バージョン
- ▶ クレジット管理用口座・無効化関連手続
- ▶ 無効化手続の注意点
- ▶ 旧制度からの移行・更新



# ① プロジェクト計画書

プロジェクト計画書の作成において重要となるのは、吸収見込み量の算定と、方法論及びモニタリング・算定規程に基づいたモニタリング計画の作成です。

認証対象期間中に計画されている各施業については、森林経営計画や過去の施業履歴等の情報に基づき吸収量の算定対象となるプロジェクト実施地の選定及び吸収量の算定期間を計画し、吸収見込み量の予測を行います。実際の算定結果は、モニタリング実施後に提出するモニタリング報告書の提出をもって決定し、クレジット化されることになるため、プロジェクト計画書作成段階では予測を行うことが目的となります（特に適用条件2「第1章参照」を確認するため）。

(実施要綱 3.1.3、実施規程 3.3)

ここでは、前ページの方法に従いダウンロードした「森林管理プロジェクト登録申請書類一式（エクセル）」の内の「プロジェクト計画書（森林管理プロジェクト用）Ver.1.3.0」に沿って、記入方法を解説します。

なお、プロジェクト計画書の作成には、J-クレジット制度事務局による作成支援があります（詳細は後述）。「1事業者あたり1方法論につき1案件限り」という利用限度はありますが、特に申請の心理的なハードルが高くなりやすい初回の申請時に活用し、制度事務局によるサポートのもとで記入方法を知ること、制度への理解も深まることが期待されます。

☞ 支援制度の詳細は、後述

## (参考) プロジェクト計画書において作成する書類の例

The image displays three overlapping sheets from the 'Project Plan Book (Forest Management Project Use) Ver. 1.3.0' Excel spreadsheet.

- Sheet 1 (Title Page):** Contains the title 'J-クレジット制度 プロジェクト計画書 (森林管理プロジェクト用)'. It has fields for 'プロジェクトの名称' (Project Name) and 'プロジェクト実施者名' (Project Implementer Name). At the bottom, it includes '妥当性確認申請日' (Validity Confirmation Application Date) and 'プロジェクト登録申請日' (Project Registration Application Date) with a date example of 9999年12月31日.
- Sheet 2 (Project Information):** Titled '1. 情報の情報' (Project Information). It includes a table for '1.1. 土地の用途' (Land Use) with columns for '用途' (Use) and '対応' (Response). It also has a table for '1.2. 表裏両面以外のプロジェクト実施地' (Other Project Implementation Sites) with columns for '都道府県' (Prefecture), '郡市区町村' (City/Town/Village), and '指定された土地の住所' (Address of Designated Land).
- Sheet 3 (Absorption Calculation Method):** Titled '1. 吸収量の算定方法(70-601)'. It contains the formula  $C_{add} = C_{PJ} - C_{ref} - C_{gr}$ . Below the formula is a table with columns for '年度' (Year), 'C<sub>add</sub> (tCO<sub>2</sub>e), 'C<sub>ref</sub> (tCO<sub>2</sub>e), 'C<sub>net</sub> (tCO<sub>2</sub>e), and 'C<sub>gross</sub> (tCO<sub>2</sub>e). The table lists years from 2018 to 2034, with values for C<sub>add</sub> and C<sub>ref</sub> set to 0.0 and C<sub>net</sub> and C<sub>gross</sub> set to 0.0.

プロジェクト計画書において入力対象となるシートは、以下のとおりです。

シート名	申請者による入力の要否※1	FO-001 申請者共通で必須	木材出荷（主伐・搬出間伐）がある場合※2	認証対象期間に主伐を行う場合	天然生林を含む場合※2	主伐後に再造林を計画して対象林分を除外する場合※2
登録申請書		●				
代表以外のプロジェクト実施者もしくはプログラム型運営・管理者						
プロジェクト計画書表紙		●				
1. プロジェクト概要		●				
2. 適用する方法論		●				
3. データ管理		●				
4. 特記事項		●				
5. 追加性に関する情報		●				
6. 吸収量の算定方法		●				
7. モニタリング計画		●				
幹材積量算定シート_育成林および主伐用		●				
【吸収量(育成林)算定用】情報記入シート		●				
(自動計算)吸収量(育成林)算定シート	不要	●				
幹材積量算定シート_天然生林					●	
【吸収量(天然生林)算定用】情報記入シート					●	
吸収量(天然生林)算定シート	不要				●	
【排出量(PJ内)算定用】情報記入シート				●		
(自動計算)排出量(PJ内)算定シート	不要			●		
【吸収量(PJ内HWP)】情報記入・算定シート			●			
【主伐再造林(PJ外)算定用】情報記入シート						●
(自動計算)主伐再造林(PJ外)算定シート						●

※1 様式上で必要な値が自動計算されるシートは、自ら入力する必要はありません。

※2 木材出荷、天然生林、主伐再造林林分の除外については、それぞれの条件に該当するか希望する場合に記入します。

※3 上記表中ではシート名の「【HP 公開】」、「(FO-001)」、「(FO-001, 003 共通)」は記載を省略しています。

申請書内の記入欄は、セルの色ごとに入力方法が異なり、次のようにあらかじめ各セルに色付けされています。入力方法の詳細は、各シート内の説明に従って入力してください。

### (凡例)

	入力が必要なセル（自由記入）
	入力が必要なセル（プルダウンから選択）
	必要な場合のみ記入するセル
	入力が必要なセル（自動入力）
	入力が必要なセル（固定）
	入力が必要なセル

例外として、「2.1 プロジェクトの目的及び概要」の図面添付箇所、「2.2 プロジェクト実施前後の状況」では入力様式の指定がなく、図表を用いた説明が必要ですが、森林簿又は森林経営計画書等から図表を抜粋し、そのまま用いることができます。

### (参考)「2.2 プロジェクト実施前後の状況」より抜粋

2.2 プロジェクト実施前後の状況

(プロジェクトが実施される森林の状況 ※1・2)

図表を用いて作成

※1 森林の現況、森林タイプ(人工林・天然林等)別、樹種別、樹齢別の面積と蓄積等について情報を表などにまとめ説明すること。  
また、関係対象林についても同様の表と文章を作成すること。なお、説明には数値を用い、具体的に説明すること。  
また、林分が多数にわたる場合には、総括表を記載したうえで、森林簿又は森林経営計画書から上記情報が含まれている部分の写しを添付しても良い。

また、「7. モニタリング計画」においても、地位特定のためのモニタリングプロット設定箇所を森林計画図・オルソ画像、空中写真等を用いて別添資料として示す必要があります。

(参考)「7. モニタリング計画」より抜粋

i	地位等による階層	-		(地位特定のためのモニタリングプロットは、設定箇所を森林計画図・オルソ画像、空中写真等を用いて別添資料として示すこと)
---	----------	---	--	---

また、入力対象となるシートの中でも、プロジェクト情報として必要のないセルが含まれる場合もあります。例えば、天然生林を含まないプロジェクトの場合、「7. モニタリング計画」において、天然生林に関連する項目は検討する必要がありません。

(参考)「7. モニタリング計画」より抜粋

7. モニタリング計画		=プルダウンにて選択するセル		=入力するセル	
モニタリング項目			モニタリング方法 ※1		
記号	定義	単位	概要	詳細	
Area <sub>Forest,i</sub>	育成林 森林施業が実施された森林の面積(0.9を乗じた値)	ha			
	森林の施業の実施状況	-	資料より	森林簿の施業履歴、伐採届、補助事業の関係書類、対象の林分の施業の痕跡や時期が判断可能な写真等で確認を行う	
	森林の保護の実施状況	-	資料より	作業日誌等の記録を作成する	
	天然林 (森林病虫害の駆除及び予防)森林の保護の実施面積(0.9を乗じた値)	ha			
	(火災の予防その他の保護活動)森林の保護の実施面積	ha	森林簿	森林簿上の面積を使用する	
	森林の保護の実施状況	-	資料より	作業日誌等の記録を作成する	
Area <sub>Forest,RF,i</sub>	主伐後、当該年度に森林の施業(再造林)が実施された階層iの林分の面積(0.9を乗じた値)	ha			

その他、具体的な記入例については、J-クレジット制度 Web サイトより、プロジェクト計画書の作成例や、過去の登録プロジェクト一覧を参考にすることができます。

- プロジェクト計画書の作成例 (J-クレジット制度 HP より)

<https://japancredit.go.jp/application/document/>

- 登録プロジェクト一覧

<https://japancredit.go.jp/project/index.php>

プロジェクト計画書の作成例		
記入例	作成例 (方法論別)	ダウンロード
1	ボイラーの更新プロジェクト (通常型)	
2	ヒートポンプの導入プロジェクト (通常型)	
3	バイオマスボイラーの導入プロジェクト (通常型)	
4	太陽光発電設備導入プロジェクト (通常型)	
5	コージェネレーションの導入プロジェクト (プログラム型)	
6	太陽光発電設備導入プロジェクト (プログラム型)	
7	バイオ炭の農地施用プロジェクト (プログラム型)	
8	水稲転換における中干期間の延長プロジェクト (プログラム型)	
9	森林経営活動プロジェクト	

J-クレジット制度とは適型効果方等の排出削減量や吸収量をクレジットとして認め保証する制度です。

お問い合わせ サイトマップ English

ホーム J-クレジット制度について 申請手続 登録・認定情報 クレジット売買 クレジット活用 問合せ・資料等

ホーム > 登録・認定情報 > J-クレジット

### 登録プロジェクト一覧

登録プロジェクト一覧をダウンロード

J-クレジット 国内クレジット制度からの移行 J-VERからの移行

プロジェクト番号

登録申請日 西暦 月 日 から 西暦 月 日 まで

プロジェクト実施場所 都道府県から選択 選択してください 全国・広域から選択 選択してください

適用方法論 **森林 (FO)** 番号  [方法論一覧を見る](#)

フリーワード検索

※プロジェクト実施者、プロジェクト実施場所、クレジット取得予定者、運営・管理者、プロジェクト経費、適用方法論の各項目を検索します。

## ② プロジェクト登録申請書

この書類は、妥当性確認の終了後、「審議・登録」のステップで必要となります。様式に必要な事項を記入の上、準備を進めておきましょう。

### (参考) 登録申請書の様式

様式は、HP からダウンロードした「森林管理プロジェクト登録申請書類一式 (エクセル)」内のシート「登録申請書」にあります。

- 黄色の箇所：必要事項を記入
- オレンジ色の箇所：プルダウンから選択

### 登録申請書 (兼 代表者・担当者情報のプロジェクト計画変更届)

J-クレジット制度利用に係る約款(プロジェクト実施者向け)に同意し、下記を申請いたします。

■申請内容	
申請区分	
審査費用支援の活用	

■プロジェクト情報	
プロジェクト番号	
プロジェクトの名称	

■申請者(プロジェクト実施者もしくはプログラム型運営・管理者の情報)※1、※2				
プロジェクト実施者もしくはプログラム型運営・管理者(事業者名)	(フリガナ)			
法人番号				
本社所在地	〒			
	都道府県	市区町村	市区町村以降の住所	
代表者役職		変更有無	無	
代表者氏名		変更有無	無	
担当者部署・役職		変更有無	無	
担当者氏名		変更有無	無	
担当者E-mail		変更有無	無	
担当者電話番号		変更有無	無	
プロジェクト実施者の地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく算定・報告・公表		特定排出者である		
		特定排出者		

### ③ 森林経営計画認定書、④ 森林経営計画

森林経営計画認定書は、各自治体等から受けた認定書の写しを、森林経営計画は、認定を受けた森林経営計画の写しを提出します。

### ⑤ 収穫予想表（林分収穫表）

都道府県等が作成したものを提出するとともに、プロジェクト計画書の幹材積量算定シートにも使用します。なお、収穫予想表は、原則として「プロジェクト計画登録がなされた時点」のものを使用することとし、認証対象期間中の変更は認めないこととされていますが、高齢級林分の森林蓄積データの蓄積に伴い収穫予想表の見直しが行われた場合、未申請の年度について吸収量の認証を受けるに当たっては、変更後の収穫予想表が使用できます。この場合、地位の特定を改めて実施した上で、プロジェクト計画書の内容を変更する必要があります。

（モニタリング・算定規程 2.5.1.1）

### ⑥ J-クレジット制度利用に係る誓約書 ※該当者のみ

この誓約書は、J-クレジット制度に初めて参加するプロジェクト実施者（過去に提出したことがない方）は全員提出が必要となります。

今回のプロジェクトの登録がJ-クレジット制度での初のプロジェクト参加となる場合は、様式に必要事項（申請日、事業者名、代表者役職、代表者氏名）を記入の上、準備をしましょう。

#### （参考）誓約書の様式

様式は、HP でダウンロードした「森林管理プロジェクト登録申請書類一式（エクセル）」内のシート「誓約書」にあります。

様式上は、「森林管理プロジェクト登録申請書類一式」内のシート「登録申請書」に記載した内容が自動で反映されるので、「登録申請書」に必要事項を記入すれば、この「誓約書」への入力は不要ですが、約款の内容は確認しておきましょう。

### ⑦ 持続性確認覚書、⑧ 森林説明会実施記録等 ※該当者のみ

プロジェクト実施地、又は「プロジェクト計画の登録を行う森林」の区域に係る土地の各種権利（土地所有権、入会権等）の保有者に対しては、それぞれ、所定の事項を説明し、⑦持続性確認覚書、又は⑧森林説明会実施記録等として証票を提出することが必要です。

⑦は、森林管理プロジェクトの各方法論共通、⑧については、方法論 FO-001 の場合のみとなります。

これらの資料は、いずれも任意の様式での提出が可能です。制度事務局 HP でダウンロードした「持続性確認覚書」と「森林説明会実施記録」を参考に作成しましょう。

(方法論 付記2))

(参考) 持続性確認覚書及び森林説明会実施記録等の作成イメージ

J-クレジット森林管理プロジェクトにおける  
プロジェクト実施地に関する持続性確認覚書

J-クレジット制度におけるプロジェクト登録の申請に関して、○○○(例：プロジェクト実施者(代表実施者))である○○○(以下「甲」という。)と、○○○(例：プロジェクト実施地の土地所有者、森林管理者)である○○○(以下「乙」という。))は、下記の事項に合意した。

記

- ① 乙は、当該プロジェクトの認証対象期間開始日以降、認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間、約款(プロジェクト実施者向け)を遵守する契約主体としてのプロジェクト実施者の地位及びこれに係る義務と同様の地位及び義務を負うこと。
- ② 乙は、当該プロジェクトの認証対象期間開始日以降、認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、当該プロジェクト実施地において、土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く。)及び不適切な主伐(森林経営計画又は森林施業計画に基づかない主伐や伐採後の放棄)等温室効果ガス吸収効果を消滅させる行為を行わないこと。 ※1
- ③ 乙は、甲が、当該プロジェクトの認証対象期間開始日以降、認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間、毎年度(4月1日～3月31日)の当該プロジェクト実施地に係る森林経営計画又は森林施業計画、同計画認定書、伐採届及び造林届を、翌年度6月30日までに制度管理者に提出する際、必要な書類を甲に提供すること。 ※1,2
- ④ 乙(プロジェクト実施地に係る森林の所有権を有する者に限る)は、当該プロジェクトの認証対象期間開始日以降、認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間に、第三者に当該プロジェクト実施地を譲渡する契約を行う際には、約款(プロジェクト実施者用)を遵守する契約主体としての地位及びこれに係る義務を譲受人に継承させるとともに、譲受人から制度管理者に対して、譲受人が約款(プロジェクト実施者用)を遵守する契約主体としての地位を承継すること及びこれに係る義務を継承することを内容とする誓約書を提出させること。 ※1
- ⑤ 乙は、甲が、認証対象期間が終了した翌々年度の6月30日までに認証対象期間終了時の森林状況及び認証対象期間中の吸収量の累計を制度管理者に報告する際、必要な情報を甲に提供すること。

※1: 主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を吸収量として認証申請するプロジェクト実施地については、「当該プロジェクト登録日以降、認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間」を「当該プロジェクト登録日以降、再造林モニタリング期間の終了日までの間」と読み替えること。

※2: 主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を吸収量として認証申請するプロジェクト実施地については、加えて、甲が実施規程(プロジェクト実施者向け)8.1.2の「方法論 PO-001(森林経営活動)に基づくプロジェクトに係る再造林モニタリング期間中の義務」に基づき当該林分の現況がわかる写真を制度管理者に提出する際、必要な便宜を甲に提供すること。

以上を合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙署名捺印の上、各々1通を所持する。

J-クレジット制度の森林管理プロジェクトにおける  
プロジェクト実施地以外の土地に関する持続性確認方法についての  
説明会実施記録

説明会等の名称	
実施日時	
実施方法・場所	
参加者	説明者： その他参加者：
記録者	
説明会等の趣旨	<p>目的：</p> <p>△△△(以下「甲」という)は、J-クレジット制度において森林管理プロジェクト(森林経営活動)の登録申請を検討している。森林経営活動のプロジェクト計画は、森林による吸収量の持続性が担保されるよう、森林経営計画単位で(原則として森林経営計画の区域全体で)登録するとともに、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間、森林経営計画を継続して作成することとされている。このため、プロジェクト登録をした森林経営計画の区域のうち、吸収量及び排出量を算定する対象となるプロジェクト実施地に係る各種権利保有者に対しては、十分な説明を行った上でプロジェクトの実施について合意を得ておく必要があるとともに、プロジェクト実施地以外の権利保有者に対しても、持続性担保に係る制度上の要求事項を説明しておく必要がある。</p> <p>本説明会等は、当該森林経営計画の区域内のプロジェクト実施地以外の権利保有者(以下「乙」という)に対し、下記の事項について説明し、了解を得ることを目的とするものである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>・甲は、登録された森林管理プロジェクト(森林経営活動)のプロジェクト実施者として、認証対象期間中及び認証対象期間の終了日から10年を経過する日までの間、プロジェクト計画の登録をした範囲に係る毎年度の森林経営計画、同計画認定書、伐採届及び造林届を、翌年度6月30日までに制度管理者に提出すること。(プロジェクト実施地以外の権利保有者の協力が無ければ森林経営計画を継続できない場合)</p> <p>・甲は、登録された森林管理プロジェクト(森林経営活動)のプロ</p>



## 森林所有者への説明を効率的にするヒント

小規模多数の森林所有者等を集約化してプロジェクトを実施しようとする場合、全ての利害関係者の合意を得るプロセスは多大な時間を要しますが、J-クレジット登録に係る説明は、以下の機会などと併せて行うと効率的に進めることができます。

### ①森林所有者等を集めて森林経営計画策定に向けた説明会をする場合

森林経営活動方法論（FO-001）に基づきプロジェクト登録するためには森林経営計画の作成が必須ですが、森林経営計画をたてるためには、その前提として森林所有者等の合意形成や不在村森林所有者情報の取得等が不可欠であり、そうした活動に「森林整備地域活動支援対策」の支援メニューが用意されています。森林経営計画の合意形成活動の一環で、J-クレジットのプロジェクト登録に伴い生じる各種権利保有者の義務についても説明し、合意を得ることができます。

- 「森林整備地域活動支援対策」については、以下の URL を参照してください。

[https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin\\_riyou/koufukin/index.html](https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/index.html)

### ②森林経営委託契約を締結する場合

森林経営計画をたてるためには、森林所有者との間で森林経営委託契約を締結する必要があるため、その際に、各種権利保有者に対し J-クレジットのプロジェクト登録に伴い生じる義務についても併せて説明することで効率的に J-クレジット制度登録の同意を得ることができます。

### ③（市町村において）森林経営管理制度の意向調査を行う場合

市町村がプロジェクト実施者となる場合、森林経営管理制度により経営管理の委託を受けた私有林についても、市有林とあわせて森林経営計画を作成するなどにより、J-クレジット登録を行うことが可能です。（例：三重県松坂市によるプロジェクト）

市町村への経営管理の委託に関する意向調査の際に、J-クレジットのプロジェクト登録についても意向（J-クレジットのプロジェクト登録の意向があるか、その際森林所有者に課せられる義務に合意できるか等）を確認しておくこと、効率的にその後の説明の手続きを進めることが可能です。



## 森林経営管理制度を活用したプロジェクトの取組 ～松坂市～

松坂市（三重県）は、森林経営管理制度に基づき市が経営管理権集積計画を策定した私有林を含む初の森林管理プロジェクトを 2022 年6月から開始しました。森林経営管理制度に基づく意向調査と併せて市の J-クレジット制度登録の意向についても確認を行うことで、効率的な同意の取得につながりました。今後は、市有林と経営管理権を設定した私有林とを一体として市が間伐等の森林整備を実施することにより、8年間で約2万3千 t-CO<sub>2</sub>のクレジットを取得する予定です。



（写真提供：松坂市）

### ⑨ 妥当性確認報告書（審査機関が作成）

妥当性確認報告書は、審査機関による一連の提出書類の確認が完了した後で、審査機関からプロジェクト実施者に対して渡されるものです。ここでは説明を割愛し、次の項「妥当性確認」にて説明します。

#### ● プロジェクト計画書の作成支援

登録時に活用できる支援制度には、プロジェクト計画書の作成支援が含まれています。支援条件を満たす場合には、ぜひ活用を検討しましょう。

なお、これらの支援内容は毎年見直しがされており、また、妥当性確認の費用支援（審査費用支援）については、予算の上限に達した場合には、受付停止となることがあります。

最新の支援内容を J-クレジット制度 HP で確認した上で、活用しましょう。

#### ➤ J-クレジット制度 HP「申請手続き支援」

<https://japancredit.go.jp/application/support/>

スクリーンショットは、J-クレジット制度のウェブサイト「申請手続き支援」ページを示しています。左側のナビゲーションメニューで「申請手続き支援（書類作成支援・審査費用支援）」が赤い枠で囲われ、その横には「Click!」と表示されています。また、このメニュー項目から緑色の矢印が伸び、右側のメインコンテンツ領域の「申請手続き支援」ページへと指しています。このメインコンテンツ領域も赤い枠で囲われており、その中に「1. プロジェクト登録時」の下に「1-1. プロジェクト計画書の作成支援（書類作成支援）」と「1-2. 妥当性確認の費用支援（審査費用支援）」がリストアップされています。右側のサイドメニューでも「申請手続き支援（書類作成支援・審査費用支援）」が赤い枠で囲われています。

● プロジェクト計画書の作成支援（※2025年度の支援内容）

支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小企業基本法の対象事業者</li> <li>・ 自治体</li> <li>・ 公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> <li>・ その他、大企業以外</li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1事業者当たり1方法論につき1案件限り</li> <li>・ 方法論あたりのCO<sub>2</sub>削減・吸収見込量が年平均100 t-CO<sub>2</sub>以上の事業であること</li> </ul> <p>※ 森林管理プロジェクトでは、平均的な吸収量は1haあたり約5 t-CO<sub>2</sub>/年とされるので20 haで100 t-CO<sub>2</sub>/年（主伐がある場合はもっと必要）</p>
支援の受け方	<p>J-クレジット制度事務局に連絡の上、申請書を含む必要書類を準備・提出。詳細は、前ページのURLの「1-1. プロジェクト計画書の作成支援（書類作成支援）」参照。</p>

(3) 審査機関による妥当性確認

妥当性確認では、プロジェクト実施者の作成したプロジェクト計画書が「実施要綱」「実施規程」「方法論」「モニタリング・算定規程」に定める要件を満たしていることを、審査機関が確認して、証明します。

まずは、森林管理プロジェクトの妥当性確認を実施できる審査機関（2026年3月現在：一般社団法人日本能率協会（JMA）地球温暖化対策センター、一般財団法人日本品質保証機構（JQA）、ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン株式会社の3機関）の中から、妥当性確認機関を選定し、契約を締結（プロジェクト実施者が複数存在する場合は、代表者を選定し、代表者と審査機関の間で契約を締結）します。なお、審査機関は、我が国においてISO14065の認定を取得しており、J-クレジット制度に登録されている機関です。

- J-クレジット制度における各種審査（妥当性確認、検証）が可能な審査機関

<https://japancredit.go.jp/about/vwb/>

契約締結後、審査機関に対して、「2 プロジェクト計画書の作成」で準備した資料のうち資料②⑥⑨を除く全てを提出します。

提出書類チェックリスト	
	① プロジェクト計画書
	③ 森林経営計画認定書
	④ 森林経営計画
	⑤ 収穫予測表（林分収穫表）
	⑦ 持続性確認覚書 ※該当者のみ
	⑧ 森林説明会実施記録等 ※該当者のみ

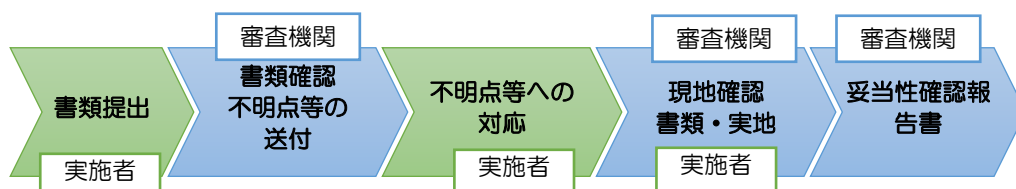
提出後、これらの提出書類を踏まえて、書類審査や実地審査があります。それぞれの審査過程における審査機関の要求に応じて、根拠資料の提供などにより対応しましょう。

審査機関による妥当性確認が完了したら、審査機関から「⑨妥当性確認報告書（審査機関が作成）」が渡されます。この書類をもって、次のステップである登録申請に進みましょう。

（実施要綱 3.1.4、実施規程 4.2）

#### ◆審査機関による妥当性確認の流れ（イメージ）

審査機関による妥当性確認の大まかな流れは次のように進みます。



審査機関は、公正なクレジット発行を担保するため、根拠資料等の確認が求められています。根拠となる資料等を事前に準備をしておく、スムーズに審査が進みますので、可能な限り、準備をしておきましょう。



#### 妥当性確認におけるチェックポイント

審査機関による妥当性確認で誤り等が多く指摘されるポイントとしては、モニタリングプロットの設定位置、面積、吸収量算定に関するデータ（地位、樹高などの誤りを含む）、追加性の評価、林齢、根拠資料の不備・不足が挙げられるほか、単純ミスの指摘も多くなっています。

提出前には、担当者以外の者によるダブルチェックなども実施して、審査機関による妥当性確認を効率的に進められるように準備しましょう。

##### <特に再チェックしたいポイント>

- ◆ モニタリングプロット
  - ✓ 設定数は適切ですか。樹種別に、30haにつき1か所以上設定できていますか。
  - ✓ 位置は適切ですか。林縁を避け、傾斜地の場合は中腹に設置するなどの対応ができていますか。
- ◆ 面積
  - ✓ 対象地は適切ですか。主伐予定地を恣意的に排除したりしていませんか。
- ◆ 吸収量の算定
  - ✓ 収穫予想表の読み取りや適用などは正しくできましたか。
- ◆ 施業の記録
  - ✓ 森林簿の施業履歴、伐採等届、補助事業の関係書類など
- ◆ その他のよくあるミス
  - ✓ 様式は最新のものを使用していますか。
  - ✓ 根拠資料からの転記内容に誤りはありませんか。別の小班の数値等を入力したりしていませんか。
  - ✓ 記載したデータの根拠となる資料は準備ができていますか。

● 妥当性確認の費用支援（審査費用支援）（※2025年度の支援内容）

FO-001に基づくプロジェクトでは、妥当性確認に平均して110万円程度の審査費用が必要となりますが、その一部について、支援を受けることができます。

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件あたりの支援額の上限は60万円（税込み）</li> <li>審査（妥当性確認）に係る費用（税込み）を50%支援</li> </ul>
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業基本法の対象事業者</li> <li>公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> </ul>
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>1事業者につき1回限り（2025年度以降の審査費用支援実績からカウント）</li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>CO<sub>2</sub>削減・吸収見込量が年平均100 t-CO<sub>2</sub>以上の事業であること。</li> <li>ただし、CO<sub>2</sub>削減・吸収総見込量が10万 t-CO<sub>2</sub>以上の場合は、審査費用支援の利用は不可</li> <li>※ 森林管理プロジェクトでは、平均的な吸収量は1 haあたり約5 t-CO<sub>2</sub>/年とされるので20 haで100 t-CO<sub>2</sub>/年（主伐がある場合はもっと必要）</li> </ul>
支援の受け方	<p>J-クレジット登録簿システムを利用して必要書類を提出。詳細は、HPの「1-2. 妥当性確認の費用支援（審査費用支援）」  <a href="https://japancredit.go.jp/application/support/">https://japancredit.go.jp/application/support/</a>  参照。</p>

なお、支援制度の内容は毎年度変更がありえるため、最新の情報は制度事務局HPでご確認ください。

## (4)登録申請

審査機関による妥当性確認を受けた後は、プロジェクトの登録申請手続きに入ります。登録申請のステップでは、プロジェクト実施者は、制度管理者に対して、必要書類を提出の上、プロジェクト登録の申請を行うこととなります。

これまでのステップで準備してきた資料を再度確認して、Jクレジット登録簿システムを利用して、制度管理者に提出しましょう。

➤ Jクレジット登録簿システム

<https://japancredit.go.jp/application/account/>

提出書類チェックリスト	
	① プロジェクト計画書
	② プロジェクト登録申請書
	③ 森林経営計画認定書
	④ 森林経営計画
	⑤ 収穫予測表（林分収穫表）
	⑥ Jクレジット制度利用に係る誓約書 ※該当者のみ
	⑦ 持続性確認覚書 ※該当者のみ
	⑧ 森林説明会実施記録等 ※該当者のみ
	⑨ 妥当性確認報告書

この際、

- **提出後に妥当性確認報告書に修正が生じた場合：**  
プロジェクト実施者は、審査機関から修正後の妥当性確認報告書を受け取り、速やかに制度管理者に差し替えを依頼する必要があります。
- **制度管理者や認証委員会から提出書類の不備等の指摘があった場合：**  
制度管理者の指示に従い、適切に対応しましょう。特に、妥当性確認報告書への指摘があった場合は、プロジェクト実施者が審査機関に連絡する必要があるので注意が必要です。

提出を受けた制度管理者は、認証委員会による審議を踏まえ、適性が認められた場合、正式にプロジェクトの登録を行います。

プロジェクトの登録の際には、制度管理者からプロジェクト実施者に対し、登録の通知が届くとともに、Jクレジット制度HPでプロジェクト計画書等が公開されます。（登録可否の決定の目安：登録申請の受理日から10週間以内）

（実施要綱 3.1.5、実施規程 4.3）

### (参考) J-クレジット登録簿システムへの登録

J-クレジットに係る申請手続きの多くや、クレジットの活用（移転・無効化）は、J-クレジット登録簿システムを介して行われるため、プロジェクト実施者はこのシステムへの登録（口座開設）が必要となります。なお、登録簿口座の開設ができるのは、内国法人及び外国法人のみとなります。

口座開設に必要な手続きを確認し、早めに開設をしましょう。

- J-クレジット制度 HP「クレジット管理口座」

<https://japancredit.go.jp/application/account/>

(実施要綱 3.2)

## 2. プロジェクトの登録後

### プロジェクトの実施

プロジェクト登録が完了したら、いよいよクレジット発行に向けた活動などの開始です。

プロジェクト登録後に実施することは、大きく分けて、

- 森林の施業・保護等を通じたプロジェクトの実施
- クレジット発行のための手続
- 永続性担保のための義務への対応
- クレジットの販売・譲渡

の4つがあります。

※このうち、「永続性担保のための義務への対応」については第4章、「クレジットの販売・譲渡」については、第5章で解説します。

まずは、プロジェクトの実施で、以下のような森林の施業・保護等を実施します。

- 1990年以降の施業履歴がある育成林での森林の保護（森林病虫害の駆除及び予防、鳥獣害の防止、火災の予防、境界確認及び森林の巡視）
- 育成林での森林の施業（造林（植栽、地拵え、芽かき）、保育（下刈り、つる切り、除伐、枝打ち）、間伐及び主伐）
- 方法論の対象となる天然生林での森林の保護（森林病虫害の駆除及び予防、鳥獣害の防止、火災の予防、境界確認及び森林の巡視）
- 伐採した木材の出荷

### モニタリングの実施

その上で、これらの活動状況について、クレジットの認証を受けたいタイミングで、温室効果ガスの吸収量の算定に必要なデータや情報を入手又は計測する「モニタリング」を実施して、クレジットの発行のための手続を進めるとともに、永続性担保のための制度事務局への報告等の義務への対応を随時実施します。

森林吸収量の算定は年度単位で行うため、例えば認証対象期間を10年間とするプロジェクトを登録した場合、1年分の吸収量の認証を毎年受けることも、10年分の吸収量の認証を最終年度の10年目の翌年度にまとめて受けることも可能です。

ただし、後述するように、検証（モニタリング結果について審査機関に第三者評価を受けること）に対する費用支援は1プロジェクト毎に1回に限られることに留意が必要です。

そして、モニタリングの結果を踏まえて、

1. モニタリング報告書の作成
2. 審査機関の審査（検証）
3. J-クレジット制度認証委員会の審議

の3ステップを経て、クレジットが認証・発行されることとなります。クレジットの認証を受けた場合には登録簿に掲載され、プロジェクト実施者によるクレジットの保有が確定するため、認証対象期間の途中であってもクレジットの販売を行うことが可能となります。

1・2は支援制度がありますが、2の支援申込み、3の申請については、審議を受ける認証委員会の開催日ごとに、締切日が定められています。また、3の申請は、認証対象期間の終了日から1年を経過した日以降に行うことはできません。

（実施規程 6.4）



### モニタリングとは？

J-クレジット制度を含むカーボン・クレジット制度において、「モニタリング」とは、プロジェクトを実施したことにより達成できた排出削減量や吸収量を計測することを表します。オフセットを目的とすることから、「モニタリング」による排出削減量や吸収量の算定結果は「正確であること」よりも「保守的であること（＝過大にならないこと）」が優先されます。エネルギー消費量の記録をメーターで管理する再エネ・省エネ設備分野のプロジェクトと異なり、森林吸収系のプロジェクトでは、立木の樹高等を計測することで吸収量のモニタリング結果が保守的に算定されていることを確認する必要があるなど、モニタリングに手間と労力を要することから、クレジットの発行に比較的多くのコストを要する要因になっています。

ここでもまずは、「いつの認証委員会への申請を目指すか」を検討し、2・3の×切を確認した上で、目標とするスケジュールを立てて、必要な書類の準備等を進めていきましょう。

◆モニタリング報告書作成からクレジット認証までのスケジュール

※第64回認証委員会を例に

		事務局・審査機関側の作業	プロジェクト実施者の作業
モニタリング報告書の作成 (約2か月)	~10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング報告書の作成・完成</li> </ul>
	11月		
検証 (約1か月半)	12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング報告書の審査</li> <li>審査報告書の作成・発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリング報告書の修正時の追加確認事項や提出物の不備等への対応</li> <li>申請書類の修正</li> </ul>
	1月		
認証申請	2月	<ul style="list-style-type: none"> <li>申請書類のチェック</li> </ul>	
	3月		

※検証をスムーズに受けることができた場合の想定であり、実際はより長い期間を要する場合があります。



## 検証の費用支援（審査費用支援）と検証頻度

検証費用の支援は1プロジェクト毎に1度受けることができますが、予算上限に達してしまった場合は、年度途中で受付が終了してしまうこともあります。

クレジット認証は、複数年分をまとめて申請することも可能であることから、検証費用の自己負担分を踏まえて、いつ、どのタイミングで認証を受けるか（＝審査機関の検証を受けるか）を、販売計画と合わせて検討することが大切です。



## 根拠資料と現況との不一致への対処

根拠資料となる森林簿等の樹種や林齢に関する情報と、現況との間に乖離があるとき、プロジェクト計画書作成時（妥当性確認）あるいは、モニタリング時（検証）のいずれかで対応することになります。

### <対応方法>

- ◆ 正誤表による整理
  - ✓ 根拠資料と現況とで異なる点について、実踏調査の記録および正誤表のような別紙（任意様式）で整理する。  
例：森林簿上はスギとなっている小班において、実際にはケヤキが生育しているなど
- ◆ （プロジェクト実施前）森林経営計画・森林簿のメンテナンス
  - ✓ 施業時に補助金申請を目的として小班・施業面積が計測された際に、併せて森林経営計画や森林簿等を更新しておく。

面積と同様に樹種や林齢、樹高測定等も施業時にモニタリングを行っておき、その結果を活用することで、J-クレジット創出時のモニタリングの手間が大幅に削減されます。

## (1)モニタリング・算定

このステップで、プロジェクト実施者は、

- ・ モニタリングの実施
- ・ 実施結果に基づくモニタリング報告書の作成

の2つの手続が必要になります。

モニタリングの実施は、プロジェクト計画書に従って実施します（モニタリング方法の詳細は、第3章で詳しく解説します）。

（実施要綱 3.1.6、実施規程 5.2）

モニタリング実施後、クレジット発行のために準備する書類は全部で8種類あります。

	名称	様式	分類
①	モニタリング報告書*	J-クレジット制度規定の様式	必須
②	クレジット認証申請書*	J-クレジット制度規定の様式	必須
③	森林経営計画認定書	自治体の様式	必須
④	森林経営計画	自治体の様式	必須
⑤	プロジェクト計画変更届	J-クレジット制度規定の様式	該当者のみ (プロジェクト計画変更がある場合)
⑥	登録時に作成したプロジェクト計画書	J-クレジット制度規定の様式	該当者のみ (プロジェクト計画変更がある場合)
⑦	妥当性確認報告書又は確認書	審査機関が作成	該当者のみ (プロジェクト計画変更がある場合)
⑧	検証報告書	審査機関が作成	必須

\* J-クレジット制度 HP から様式等をダウンロードして、新たに作成するもの

➤ J-クレジット制度 HP

<https://japancredit.go.jp/application/document>

なお、モニタリング報告書の作成には、J-クレジット制度事務局による書類作成支援があります。

## ① モニタリング報告書

モニタリング報告書における入力対象シートは、算定対象となる項目（天然生林、伐採木材など）に変更がない場合は、プロジェクト計画書において入力対象となったシートと同様です。ただし、森林経営計画の変更に伴いプロジェクト実施地を追加するなど、プロジェクト登録申請時のプロジェクト計画から変更がある場合は、プロジェクト計画の変更を行うとともに、変更後のプロジェクト計画に沿ってモニタリング報告書を作成する必要があります

☞プロジェクト計画書の変更の手続の詳細は、「4 プロジェクト計画書の変更」を参照

(参考)「1-2 プロジェクト計画の変更・認証を申請する期間」より抜粋

### 1.プロジェクト計画の変更

#### 1.1 計画変更の有無

プロジェクト計画書からの変更	前回の認証申請日以降から変更なし
	前回の認証申請日以降から形式的な変更あり ※1
	変更届を制度管理者へ提出済み
	認証申請の際に変更届を制度管理者へ提出する予定
前回の認証申請日以降から形式的な変更以外の変更あり ※2	

※1 制度管理者へ提出した又は提出する予定の変更届の写しを検証機関に提出すること。

※2 形式的な変更以外の変更がある場合には、変更内容を記載したプロジェクト計画変更届を作成し、検証機関に提出すること。

#### 1.2 森林経営計画又は森林施業計画の変更

森林経営計画又は森林施業計画の変更	プロジェクト登録申請日又は前回の認証申請日以降変更なし
	プロジェクト登録申請日又は前回の認証申請日以降変更あり ※1
	計画の内容が変更された ※2
	新たに認定された ※3
その他	
( )	

※1 プロジェクト計画書の「森林経営計画の適用条件1への適用と計画の変遷(FO-001)」シートに変更内容を記載すること。

※2 変更後の森林経営計画又は森林施業計画の写しを制度管理者に提出していない場合には、本紙に添付して提出すること。

※3 【FO-002(植林活動)について】適用条件3に「検証申請時まで、プロジェクト実施地が森林経営計画又は森林施業計画に含まれること。」とあり、プロジェクト登録申請日以降に認定された場合は、ここにチェックし、認定された森林経営計画又は森林施業計画の写しを本紙に添付して提出すること。

シート「5.1 モニタリング実績」の入力において、プロジェクト登録申請日以降モニタリング方法に変更がない限りは、プロジェクト計画書と同じ内容を記載します。

(参考)「5.1 モニタリング実績」より抜粋

5.1 モニタリング実績 (FO-001)   =プルダウンにて選択するセル   =入力するセル   =入力が任意のセル

モニタリング項目			モニタリング方法 ※1				
記号	定義	単位	概要	詳細	頻度		
Area <sub>forest,i</sub>	育成林	森林施業が実施された森林の面積 (0.9を乗じた値)	ha			初回検証申請時に1回。認証対象期間中の施業のみ施業実施時に1回	
		森林の施業の実施状況	-				
		森林の保護の実施状況	-				
	天然林	(森林病虫害の駆除及び予防) 森林の保護の実施面積 (0.9を乗じた値)	ha				
		(火災の予防その他の保護活動) 森林の保護の実施面積	ha				
		森林の保護の実施状況	-				
RW <sub>SWJ</sub>	当該年度の樹種の伐採木材のうち製材用材の出荷量	m <sup>3</sup>			検証申請時ごとに1回		
RW <sub>PW</sub>	当該年度の樹種(伐採木材のうち合板用材の出荷量	m <sup>3</sup>			検証申請時ごとに1回		
RW <sub>CP</sub>	当該年度の樹種(伐採木材のうち原料用材の出荷量	m <sup>3</sup>			検証申請時ごとに1回		

また、モニタリング時に作成した野帳など、中間成果物についても、審査の過程で審査機関から提出を求められる場合がありますので、提出できるように準備しておいてください。

## ② クレジット認証申請書

これは、次のステップ（検証）では必要にはなりません。検証の終了後、「審議・認証」のステップで必要となります。様式に必要な事項を記入の上、準備を進めておきましょう。

### （参考）認証申請書の様式

様式は、HP でダウンロードした「森林管理プロジェクトクレジット認証申請書類一式（エクセル）」内のシート「認証申請書」にあります。

- ・ 黄色の箇所：必要事項を記入
- ・ オレンジ色の箇所：プルダウンから選択

#### 認証申請書

J-クレジット制度利用に係る約款（プロジェクト実施者向け）に同意し、下記を申請いたします。

申請内容	
申請区分	クレジット認証（通常・森林管理型）
審査費用支援の活用	

プロジェクト情報	
プロジェクト番号	
プロジェクトの名称	

申請者（プロジェクト実施者もしくはプログラム型運営・管理者の情報）※1			
プロジェクト実施者もしくはプログラム型運営・管理者（事業者名）	(フリガナ)		
法人番号			
住所	〒		
	都道府県	市区町村	市区町村以降の住所
代表者役職			
代表者氏名			
担当者部署・役職			
担当者氏名			
担当者E-mail			
担当者電話番号			
連絡先情報（上記プロジェクト実施者と異なる箇所があれば記入）（※2）			
事業者名			
担当者部署・役職			
担当者氏名			
担当者E-mail			
担当者電話番号			

※1 複数のプロジェクト実施者が参加する場合には、代表のプロジェクト実施者の情報をご記入ください。代表以外のプロジェクト実施者は、ご記入不要です。

※2 J-クレジット制度事務局、制度管理者、審査機関から連絡する際に、プロジェクト実施者以外にも連絡が必要な場合はこちらにご記入ください。

J-クレジットを発行する口座情報	
口座番号（※3）	JP-100-20000-00001- -00
口座法人名	

※3 登録簿システムで自動でこの口座番号にクレジットが発行されるため、よく確認の上、記入すること（口座番号と口座法人名が相違していても、登録簿システムでの自動チェックはしておらず、該当口座番号にクレジットが発行される。）

審査機関情報（審査完了後、認証申請時に記入）	
検証機関名	
検証申請日	西暦 年 月 日
認証申請日	西暦 9999 年 12 月 31 日

### ③ 森林経営計画認定書、④ 森林経営計画

森林経営計画認定書及び森林経営計画については、プロジェクト計画の作成の時と同様です。

### ⑤ プロジェクト計画変更届、⑥ 登録時に作成したプロジェクト計画書、⑦ 妥当性確認報告書又は確認書

⑤～⑦は、プロジェクト計画に変更があった場合に提出が必要となる資料です。方法論FO-001によるプロジェクトでは、登録時の森林経営計画を前提として妥当性確認が行われるため、森林経営計画の更新に伴いプロジェクト実施地や追加性に変更が生じる時には、必ずプロジェクト計画の変更手続きが必要になります。計画変更手続きには、再妥当性確認が不要な場合と再妥当性確認が必要な場合があります。

⑤の様式は、登録時に作成したプロジェクト計画書（エクセル）内のシート「計画変更届」のシートにあります。

⑥は、登録時に作成したプロジェクト計画書（エクセル）に、変更箇所を赤字で記入の上、提出します。

プロジェクト計画の変更手続きについての詳細は、「3 プロジェクト計画書の変更」にて確認しましょう。

#### （参考）プロジェクト計画変更届の様式のうち「変更届」

- ・ 黄色の箇所：必要事項を記入
- ・ オレンジ色の箇所：プルダウンから選択

#### プロジェクト計画変更届

##### 1. プロジェクト計画変更内容

変更内容	
変更回数	回目 (変更申請日: 西暦 年 月 日)
変更内容の適用開始日※1	西暦 年 月 日
変更の種別	形式的な変更: プロジェクト実施者の社名の変更(特定した排出源の変更等を伴いプロジェクトの実態に影響を与えるものを除く)
	形式的な変更: クレジット取得予定者の変更
	形式的な変更以外※2
変更の概要※3	

※1 認証を受けていない期間に遡って変更することが可能。(前回の認証申請日終了日の翌日まで遡って変更することが可能だが、認証済みの期間に遡って変更することは不可。)

※2 「2. 審査機関の判断」を記入し必要な書類を添付すること。

※3 プロジェクト計画書(本エクセルファイル)において変更する項目番号及び項目名を全て明示したうえで変更の概要を記述すること。また、今回の変更箇所を赤字で記載したプロジェクト計画書を、登録簿システムから提出すること(複数回目の変更の場合は、前回までの変更箇所は黒字にし、今回の変更箇所のみを赤字で記載すること)。

2. 審査機関の判断※4

再妥当性確認の判断	
再妥当性確認の要否	必要(妥当性確認報告書を添付)
	不要(確認書を添付)
担当審査機関	
審査機関名	

※4 形式的な変更の場合は記入不要。

3. 変更申請履歴※5

変更内容	
変更回数	回目 (変更申請日: 西暦 年 月 日)
変更の種別	形式的な変更: プロジェクト実施者の社名の変更(特定した排出源の変更等を伴いプロジェクトの実態に影響を与えるものを除く)
	形式的な変更: クレジット取得予定者の変更
	形式的な変更以外
変更の概要	

※5 過去に変更申請がある場合のみ記入する。過去に複数回計画変更を行っている場合は、本シートの39行目以降に欄を追加してそれぞれの計画変更申請の情報を記入すること。

⑧ 検証報告書 (審査機関が作成)

検証報告書は、次の「検証」において、審査機関による確認が完了した後で、審査機関からプロジェクト実施者に対して渡されるものです。ここでは説明を割愛し、次の「検証」にて説明します。

## (2) 審査機関による検証

検証では、プロジェクト計画書どおりにモニタリングが実施され、「実施要綱」「実施規程」「方法論」「モニタリング・算定規程」に定める要件に基づいてモニタリング報告書に必要な情報を満たしていることを、審査機関が確認して、証明します。

まずは、妥当性確認と同様、森林管理プロジェクトの検証を実施できる審査機関の中から、検証機関を選定し、契約を締結（プロジェクト実施者が複数存在する場合は、代表者を選定し、代表者と審査機関の間で契約を締結）します。ただし、審査費用の支援制度の活用を申請した場合は、制度管理者が審査機関に対して検証費用の見積もりを徴収した上で最も低い価格を提示したところに選定するため、プロジェクト実施者自らが審査機関を指定することはできません。一方、審査機関に対するヒアリング結果から、同一のプロジェクトでの2回目以降の検証においては、過去に検証を行った際の記録が蓄積されているため、検証に要する費用を抑えられる可能性があります。毎回の検証時に審査機関を変えると審査の効率が落ちる可能性があることにも留意が必要です。

契約締結後、審査機関に対して、「(1) モニタリング・算定」で準備した資料のうち、資料②⑦⑧を除く全てを提出します。

提出書類チェックリスト	
	① モニタリング報告書
	③ 森林経営計画認定書
	④ 森林経営計画
	⑤ プロジェクト計画変更届 ※該当者のみ
	⑥ 登録時に作成したプロジェクト計画書 ※該当者のみ
	⑧ 森林説明会実施記録等 ※該当者のみ

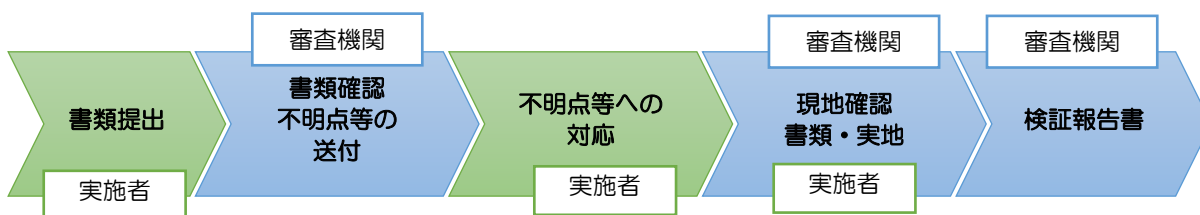
これらの提出書類に対し、審査機関による書類審査・実地審査がありますので、それぞれの審査過程において、審査機関の要求に応じて、根拠資料の提供などの対応が必要となります。

審査機関による検証が完了したら、審査機関から「⑧検証報告書（審査機関が作成）」が渡されます。この書類をもって、次のステップである審議・認証に進みましょう。

（実施要綱 3.1.7、実施規程 6.3）

## ◆審査機関による検証の流れ（イメージ）

審査機関による検証の大まかな流れは、妥当性確認時と同様に、次のように進みます。



検証においても、根拠資料等の確認が必要となります。根拠となる資料等を事前に準備をしておくと、スムーズに審査が進みますので、可能な限り、準備をしておきましょう。

### ● 検証の費用支援（審査費用支援）（※2025年度の支援内容）

森林管理プロジェクトでは、検証に平均して100万円程度の審査費用が必要となりますが、その一部について支援を受けることができます。

支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>1件あたりの支援額の上限は60万円（税込み）</li> <li>審査（検証）に係る費用（税込み）を50%支援</li> </ul>
支援対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業基本法の対象事業者</li> <li>公益法人（一般/公益社団法人、一般/公益財団法人、医療法人、福祉法人、学校法人等）</li> </ul>
支援回数	<ul style="list-style-type: none"> <li>1プロジェクト毎に1回まで</li> <li>ただし、過去（2025年度以前も含む）に検証の審査費用支援を受けたプロジェクトは、審査費用支援の利用不可</li> </ul>
支援条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>認証申請当たりのCO<sub>2</sub>削減・吸収量が100 t-CO<sub>2</sub>以上であること。</li> <li>ただし、CO<sub>2</sub>削減・吸収見込総量が10万 t-CO<sub>2</sub>以上の場合は審査費用支援の利用は不可。</li> </ul> <p>※ 平均的な吸収量は1haあたり約5 t-CO<sub>2</sub>/年とされるので20haで100 t-CO<sub>2</sub>/年（主伐がある場合はもっと必要）</p>
支援の受け方	<p>J-クレジット登録簿システムを利用して必要書類を提出。</p> <p>➤ 参照 HP「2-2. 検証の費用支援（審査費用支援）」</p> <p><a href="https://japancredit.go.jp/application/support/">https://japancredit.go.jp/application/support/</a></p>

なお、支援制度の内容は毎年度変更がありえるため、最新の情報は制度事務局 HP でご確認ください。



## 検証におけるチェックポイント

審査機関による検証で誤り等が多く指摘されるポイントとしては、吸収量算定に関するデータ（地位、樹高などの誤りを含む）、面積、樹高の誤りが挙げられるほか、単純ミスも多くなります。

妥当性確認のときと同様、提出前には、担当者以外の者によるダブルチェックなども実施して、審査機関による検証を効率的に進められるように準備しましょう。

### <特に再チェックしたいポイント>

- ◆ 面積や樹高・胸高直径などの実測
  - ✓ 測定に利用する機器のメンテナンスやキャリブレーションは適切に実施しましたか。
  - ✓ 審査機関による検証時に測定の再現ができるよう、データ等を適切に保存しましたか。
- ◆ 地位の特定
  - ✓ 地位指数曲線のパラメータ（上層樹高・平均樹高）は確認しましたか。パラメータに即して樹高測定をする樹木の選定をしましたか。
- ◆ 施業の記録
  - ✓ 森林簿の施業履歴、伐採等届、補助事業の関係書類など
- ◆ その他のよくあるミス
  - ✓ 様式は最新のものを使用していますか。
  - ✓ 自ら様式に入力する必要のある係数は最新のものを正しく入力できていますか。
  - ✓ 根拠資料からの転記内容に誤りはありませんか。別の小班の数値等を入力したりしていませんか。
  - ✓ 記載したデータの根拠となる資料は準備ができていますか。

### (3) 審議・認証

審議・認証のステップでは、プロジェクト実施者は、制度管理者に対して、必要書類を提出の上、クレジットの認証を受けることとなります。

これまでのステップで準備してきた資料を再度確認したら、J-クレジット登録簿システムを利用して、制度管理者に提出しましょう。

提出書類チェックリスト	
	① モニタリング報告書
	② クレジット認証申請書
	③ 森林経営計画認定書
	④ 森林経営計画
	⑤ プロジェクト計画変更届 ※該当者のみ
	⑥ 登録時に作成したプロジェクト計画書 ※該当者のみ
	⑦ 妥当性確認報告書又は確認書 ※該当者のみ
	⑧ 検証報告書

この際、提出後に検証報告書に修正が生じた場合、プロジェクト実施者は、審査機関から修正後の検証報告書を受け取り、速やかに制度管理者に差し替えを依頼する必要があります。

制度管理者は、認証委員会による当該吸収量の認証に関する審議を踏まえ、吸収量が適切であると認められる場合、クレジットの認証を行います。

認証後は、制度管理者から、プロジェクト実施者が指定した口座保有者に対し、J-クレジットに付与された識別番号が通知されるとともに、J-クレジット制度 HP でモニタリング報告書等が公開されます。

(認証可否の決定の目安：認証申請の受理日から 10 週間以内)

(実施要綱 3.1.8、実施規程 6.4)

ここまででクレジットの発行は完了です！

バッファ管理口座に移される分（発行クレジットの3%）を除いたクレジットを販売し、クレジットの移転・無効化を進めましょう。

☞ [バッファ管理口座の取扱いの詳細は、第4章「6. 自然攪乱等発生時の報告」を参照](#)

### 3. プロジェクト計画書の変更

プロジェクト実施者は、登録済のプロジェクト計画書の内容に変更が生じた場合

(1) 登録情報の変更又は形式的な計画変更の場合

(2) (1)以外の変更が生じた場合

のそれぞれの場面に応じて、必要な手続を行う必要があります。

特に、方法論 FO-001 によるプロジェクトでは、森林経営計画を前提として妥当性確認等が行われるところであり、森林経営計画の更新に伴いプロジェクト実施地や追加性に変更が生じる時には、必ず上記の(2)に該当し、手続が必要になります。(2)については、森林経営計画の更新の内容によっては、再妥当性確認が必要となる場合もありますので、十分に注意しましょう。

(1)登録情報の変更又は形式的な計画変更の場合

次に該当する登録情報の変更に関しては、プロジェクト計画変更届を制度管理者に提出する必要があります。

- プロジェクト実施者の代表者の役職、氏名
- プロジェクト実施者の担当者の所属、氏名、連絡先

この変更については、制度管理者が確認したことをもって、登録情報の変更がなされたものとなります。なお、プロジェクト計画変更届の提出は認証申請時を原則としますが、特段の事情に応じて認証申請時以外のタイミングでの提出も認められます。

次に該当する形式的な計画変更の場合には、認証申請をする際に、認証に必要な書類に加えて、⑤プロジェクト計画変更届、⑥登録時に作成したプロジェクト計画書を制度管理者に対して提出するとともに、検証を依頼した審査機関に対して、その旨を報告する必要があります（審査機関の検証を受ける必要はありません）。なお、プロジェクト計画変更届の提出は認証申請時を原則としますが、特段の事情に応じて認証申請時以外のタイミングでの提出も認められます。制度管理者は、変更内容を認証委員会に報告することとなり、認証委員会への報告をもって、プロジェクト計画の変更がなされたものとなります。

- プロジェクト実施者の社名の変更
- クレジット取得予定者の変更（クレジット取得予定者の追加や、一部クレジット取得予定者の変更を含む）

(実施要綱 1.6、3.1.9、実施規程 6.5.1)

## (2) 形式的な計画変更以外の計画変更が生じた場合

形式的な計画変更以外の計画変更が必要な場合としては、プロジェクト実施地の追加又は削除、施業の実施個所や実施時期の調整・変更等が該当します。森林経営計画の変更に合わせてプロジェクト計画書も随時変更していく必要がありますが、変更したプロジェクト計画書の提出は、クレジットの検証申請のタイミングに合わせて審査機関に対して行えばよいこととされています。変更内容に応じて、再妥当性確認が必要な場合と不要な場合がありますが、再妥当性確認は検証と合わせて行われるため、効率的に審査機関の審査を受けることができます。

### ① 再妥当性確認が必要な場合

検証の結果、審査機関が改めて妥当性確認が必要と判断した場合には、計画変更届の内容について、再妥当性確認を経て、制度管理者に⑤プロジェクト計画変更届と⑥登録時に提出したプロジェクト計画書を提出して、プロジェクト計画変更の申請を行うこととなります。検証の結果、検証機関が妥当性確認は不要であると判断した場合は、制度管理者にプロジェクト計画変更届及び検証機関が作成する当該判断の証跡となる文書を提出し、計画変更の申請を行う必要があります。

FO-001 の場合、プロジェクト登録時点の森林経営計画で適用条件や追加性要件を満たしているかの判断を行うため、森林経営計画の更新に伴いプロジェクト実施地や追加性に変更が生じる時には、再妥当性確認が必要となる可能性が高いです。追加性要件に関しては、例えば従前は主伐箇所全てについて再造林を計画していたところ、森林経営計画の更新により新たに天然更新を計画する林分が含まれる場合などでは特に注意が必要です。

プロジェクト計画変更の申請後、制度管理者が申請内容を認証委員会に報告し、認証委員会での審議を行い、内容が受理されたことをもって、プロジェクト計画の変更がなされたものとされます（プロジェクト計画に形式的な計画変更以外の計画変更があった場合、計画変更届を提出せずに認証申請を行うことはできないので、注意が必要です）。

認証においては、これらの⑤⑥の資料とともに、検証機関から出される⑦妥当性確認報告書又は確認書を提出して、認証を受ける必要があります。

なお、審査機関による再妥当性確認と検証、制度管理者へのプロジェクト計画変更申請と認証申請は、それぞれ併せて実施することができ、手続は、プロジェクト登録申請の時と同様です。

### ② 再妥当性確認が必要とされない場合

検証の結果、妥当性確認が不要と判断された場合は、認証申請時に、審議・認証のステップで準備した資料と合わせて、⑤プロジェクト計画変更届及び⑥登録時に作成したプロジェクト計画書を制度管理者に提出します。

その上で、制度管理者が認証委員会に報告することとなります。

(実施要綱 3.1.9、実施規程 6.5)

#### <再妥当性確認が必要な場合の例>

- 追加性の有無の判断に影響を及ぼすような計画の変更  
例) 森林経営計画を更新し、主伐後に天然更新する箇所が生じた場合
- 持続可能性の確保に係る環境社会配慮の実施内容に影響を及ぼすような計画の変更
- 方法論の適用条件を満たしているか否かの判断に影響を及ぼすような計画の変更
- 吸収量の増加につながるような計画の変更  
例) 森林経営計画の更新により吸収量算定対象森林が追加される場合

#### <再妥当性確認が不要な場合の例>

- 方法論で認められている他のモニタリング方法への変更  
例) 地位特定方法を、地上計測から航空レーザ計測に変更する場合
- 要求頻度ではないモニタリング頻度の変更
- モニタリングプロットの単純増加又は位置変更
- モニタリングプロットを設置するモニタリングエリアの変更
- 森林経営計画の範囲内で施業の実施箇所や実施時期の調整を行い、認証対象期間中の吸収量が増加しない場合
- モニタリング結果としての地位・樹種・林齢の変更に伴う、各種係数・成長量を変更する場合
- 主伐の計画が取り止め（又は認証対象期間終了後への延期）となる場合
- Ver.5.1 以前の方法論 FO-001 に基づき、主伐後に再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量をプロジェクト実施後吸収量として算定している計画の該当箇所について、Ver.6.0 以降の同方法論の適用条件 1 のただし書きに基づき、当該林分を「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外する変更を行わない場合

## 4. プロジェクトの取消し

プロジェクト実施者は、プロジェクトの取消しを希望する場合、方法論で別途定める場合を除いて制度事務局に申請することができますが、方法論 FO-001 では、プロジェクトの取り消しができません。ただし、プロジェクト登録地の全体又は一部について、相当規模の災害による被害を受け、自らの努力のみでは復旧が困難な場合等のやむを得ない理由により、プロジェクトの継続が困難と制度管理者が認める場合は、この限りではありません。

(実施要綱 3.4、方法論 付記 2))

## 2) 使い方

LYCS (ライクス) は Windows 版 Microsoft Excel2003、2007、2010 上で作動するマクロです。詳しい使い方は、以下の国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 Web サイトにあるプログラムと一緒にダウンロードされるマニュアルを参照してください。

- 国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 Web サイト：  
<http://www2.ffpri.affrc.go.jp/labs/LYCS/index.html>

## 3) 地位の特定時に使用するパラメータ 樹高測定対象となる樹木

モニタリングプロット内の樹木の胸高直径の中央値より大きな樹木（上層木）を対象に樹高を測定し、平均樹高を求めます。なお、LYCS (ライクス) を使用する場合はモニタリングプロット内の樹木の上層樹高を採用します。

※このほか、詳細はモニタリング・算定規程 2.5.1.2 を参照してください。

## 例外2 エリートツリーを算定対象に含む場合

- ・エリートツリー等同一の樹種であって通常の林木よりも成長の早い苗木を使用して植栽した場合で、実際の成長量を反映した幹材積成長量を吸収量の算定に使用したいとき

エリートツリー等同一の樹種であって通常の林木よりも成長の早い苗木を使用した植栽は、下刈り回数の削減等により造林コストの低減や伐期の短縮による利回りの向上に資するのみならず、森林吸収量の面でも大きな期待が寄せられています。しかしながら、エリートツリーの植栽現場への適用が始まって以降、実際の成長速度は現場によるばらつきがみられることが明らかになりつつあるほか、そもそも林齢に応じた幹材積の成長モデルが存在しないため、いざエリートツリーの高い成長力を反映した森林吸収量の算定を行おうとしても、先述したような収穫予想表（林分収穫表）に基づく算定を行うことはできません。このため、エリートツリー等の実際の成長量を反映した吸収量の認証申請を行おうとするときは、毎木調査により異なる二時点間の幹材積の差（増加量）を測定することにより、幹材積成長量の算定を行う必要があります。

この場合の毎木調査により幹材積成長量を測定する方法は、次の3ステップからなります。

なお、この方法により幹材積成長量を求める場合、収穫予想表を使用しないので、地位のモニタリングを行う必要はありません。また、地上高 1.2m（北海道では 1.3m）に達しない若齢林については、胸高直径が測定できず、幹材積を求めることができないため、毎木調査を実施できるのは胸高直径が測定できるまで植栽木が成長して以降となります。

### ステップ1：対象となる林分の毎木調査

対象となる林分に設置したモニタリングプロットにおいて、毎木調査により胸高直径及び樹高を測定します。

（モニタリングプロットにおける測定方法の詳細は、地上計測による地位の特定方法を参照）

### ステップ2：幹材積の算定

ステップ1で測定した胸高直径及び樹高データを元に、原則として国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林総合研究所が提供する幹材積計算プログラムを用いて幹材積を算定します。

- 幹材積計算プログラム：

<https://www.ffpri.affrc.go.jp/database/stemvolume/index.html>

### ステップ3：幹材積成長量の算定

ステップ2で算定される異なる2時点間の幹材積の差分として次の式により求めます。

幹材積成長量

$$\begin{aligned} &= (A) \text{ 認証申請を行う年度に算定した幹材積} \\ &\quad - (B) \text{ 前回の認証申請時に算定した幹材積 (※)} \end{aligned}$$

※当該植栽地の吸収量を初めて申請する際は、Bは次のとおり。

- 認証対象期間の開始日以降に植栽した場合：  $B=0$
- 認証対象期間の開始日以前に植栽した場合：  
 $B = \text{認証対象期間の開始日以降最初に算定した幹材積}$

#### (4)容積密度、拡大係数及び地下部率等のモニタリング

容積密度、拡大係数、地下部率及び炭素含有率については、原則として、次ページ以降の表に示された、「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」の値を使用します。容積密度、地下部率及び炭素含有率については、樹種ごとにデフォルト値が定められていますが、拡大係数（幹のバイオマス量に枝葉のバイオマス量を加算補正するための係数）については、林齢が20年生以下と21年生以上で異なる固定値が適用されるため、認証対象期間中に成長量の区分が20年生をまたいで変化する場合は、拡大係数が変化することに留意する必要があります。

その他の文献・資料を活用することもできますが、第三者（学術論文へのレビュアー等）のチェックが入っていない資料から容積密度、拡大係数、地下部率及び炭素含有率を引用する場合は、当該資料の妥当性について妥当性確認機関の確認を受ける必要があります。

様式上は、次ページ以降の表を使用する場合は、同表の値がデフォルト値として入力されているため、自ら入力する必要はありません（20年生をまたいで変化する場合も自動入力されるため、自ら対応する必要はありません。）。

（モニタリング・算定規程 2.6）

- 日本国温室効果ガスインベントリ報告書

<https://www.nies.go.jp/gio/archive/nir/index.html>

針葉樹の吸収・排出量を算定する際の各種係数

樹種	拡大係数 (BEF)		地下部率 (R)	容積密度 (D)	炭素含有率
	≦林齢 20 年	>林齢 20 年			
スギ	1.57	1.23	0.25	0.314	0.51
ヒノキ	1.55	1.24	0.26	0.407	0.51
サワラ	1.55	1.24	0.26	0.287	0.51
アカマツ	1.63	1.23	0.26	0.451	0.51
クロマツ	1.39	1.36	0.34	0.464	0.51
ヒバ	2.38	1.41	0.20	0.412	0.51
カラマツ	1.50	1.15	0.29	0.404	0.51
モミ	1.40	1.40	0.40	0.423	0.51
トドマツ	1.88	1.38	0.21	0.318	0.51
ツガ	1.40	1.40	0.40	0.464	0.51
エゾマツ	2.18	1.48	0.23	0.357	0.51
アカエゾマツ	2.17	1.67	0.21	0.362	0.51
マキ	1.39	1.23	0.20	0.455	0.51
イチイ	1.39	1.23	0.20	0.454	0.51
イチョウ	1.50	1.15	0.20	0.450	0.51
外来針葉樹	1.41	1.41	0.17	0.320	0.51
その他針葉樹①	2.55	1.32	0.34	0.352	0.51
その他針葉樹②	1.39	1.36	0.34	0.464	0.51
その他針葉樹③	1.40	1.40	0.40	0.423	0.51

その他針葉樹①：北海道、東北 6 県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、

富山県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県に適用

その他針葉樹②：沖縄県に適用

その他針葉樹③：上記 2 区分以外の都府県に適用

※なお、上記に記載のない樹種については、対象となる樹種の樹形及び木質を考慮し、基本的には同種・同属の係数を用いることが推奨される。

広葉樹の吸収・排出量を算定する際の各種係数

樹種	拡大係数 (BEF)		地下部率 (R)	容積密度 (D)	炭素含有率
	≦林齢 20 年	>林齢 20 年			
ブナ	1.58	1.32	0.26	0.573	0.48
カシ	1.52	1.33	0.26	0.646	0.48
クリ	1.33	1.18	0.26	0.419	0.48
クヌギ	1.36	1.32	0.26	0.668	0.48
ナラ	1.40	1.26	0.26	0.624	0.48
ドロノキ	1.33	1.18	0.26	0.291	0.48
ハンノキ	1.33	1.25	0.26	0.454	0.48
ニレ	1.33	1.18	0.26	0.494	0.48
ケヤキ	1.58	1.28	0.26	0.611	0.48
カツラ	1.33	1.18	0.26	0.454	0.48
ホオノキ	1.33	1.18	0.26	0.386	0.48
カエデ	1.33	1.18	0.26	0.519	0.48
キハダ	1.33	1.18	0.26	0.344	0.48
シナノキ	1.33	1.18	0.26	0.369	0.48
センノキ	1.33	1.18	0.26	0.398	0.48
キリ	1.33	1.18	0.26	0.234	0.48
外来広葉樹	1.41	1.41	0.16	0.660	0.48
カンバ	1.31	1.20	0.26	0.468	0.48
その他広葉樹①	1.37	1.37	0.26	0.469	0.48
その他広葉樹②	1.52	1.33	0.26	0.646	0.48
その他広葉樹③	1.40	1.26	0.26	0.624	0.48

その他広葉樹①：千葉県、東京都、高知県、福岡県、長崎県、鹿児島県、沖縄県に適用

その他広葉樹②：三重県、和歌山県、大分県、熊本県、宮崎県、佐賀県に適用

その他広葉樹③：上記 2 区分以外の道府県に適用

※ なお、上記に記載のない樹種については、対象となる樹種の樹形及び木質を考慮し、基本的には同種・同属の係数を用いることが推奨される。

## 2. 天然生林のモニタリング

### (1)面積

#### ① 森林病虫害の駆除及び予防

森林の保護を実施した天然生林のうち、森林病虫害の駆除及び予防を実施した区域については、面積を計測する必要があります。面積の計測方法は、「1. 育成林（吸収）のモニタリング」を参照してください。

#### ② 森林病虫害の駆除及び予防以外の保護活動

天然生林のうち、森林の保護活動として鳥獣害の防止、火災の予防、境界確認及び森林の巡視を実施した区域の面積は、森林計画図に区画された林班全体の面積（ただし制限林に指定された区域に限る。）を森林簿から読み取った値を用いることができます。立木に対して働きかけを行う森林の施業や森林病虫害防除と異なり、これらの活動は一定のまとまりのある森林を面的に保護するために行われるという考え方によるものです。

### (2)地位の特定

天然生林については地位のモニタリングは不要です。都道府県によっては、天然生林に適用する収穫予想表（広葉樹林分収穫表、標準蓄積表など）が地位別になっている場合がありますが、その場合は、森林簿の蓄積の算定に用いている収穫予想表の地位をそのまま使用します。

### (3)幹材積成長量

天然生林の幹材積成長量のモニタリングについては、都道府県が森林簿に搭載している森林の蓄積の算定に用いているモデル（収穫予想表、広葉樹林分収穫表、標準蓄積表など）を使用します。ただし、天然生林の収穫表は、「その他広葉樹」のような樹種を特定しない単一の幹材積成長モデルとして作成されていることが一般的であることに加え、特定の樹種についての収穫予想表が用意されている場合であっても地位区分がされていないことが多いため、森林簿の情報のみでは、吸収量の算定結果が保守的であるかを検証することができません。毎木調査により樹高を測定したとしても、天然生林の場合、正確な林齢情報を取得できないため、幹材積成長曲線を作成することはできません。このため、天然生林の幹材積成長量のモニタリングについては、以下の方法により補正を行います。

- i. 算定対象となる天然生林の林分全てを林齢 20 年を区切りとする階層に区分し、各階層ごとに森林簿から得られる幹材積の合計を面積の合計で除すことにより単位面積当たり平均幹材積（ $\text{m}^3/\text{ha}$ ）を算出する。
- ii. 上記 i. で得られた森林簿ベースでの値と、林野庁が実施する森林生態系多様性基礎調査（※）の結果から求められた該当地域における天然生林の林齢階層区分別の単位面積当たり平均幹材積（ $\text{m}^3/\text{ha}$ ）（次表参照）との比較検証を実施する。
- iii. 上記 i. で得られた森林簿ベースでの単位面積当たり平均幹材積が参照すべき次表の値以下の場合、森林簿ベースでの値が保守的と判断されるので補正を行う必要はない。

iv. 上記 i. で得られた森林簿ベースでの単位面積当たり平均幹材積が参照すべき次表の値よりも大きい場合、後者を前者で除した値を割引係数として設定し、読み取りを行った幹材積成長量（「1 育成林（吸収）のモニタリング」参照）に当該割引係数を乗じて得られた値を当該林齢階層区分の幹材積成長量とする。

- 森林生態系多様性基礎調査 web サイト：  
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/tayouseichousa/>

森林生態系多様性基礎調査（第4期）から求められる天然生林における  
 林齢階層区分別の単位面積当たり平均幹材積（m<sup>3</sup>/ha）

林齢 地域	1-20 年生	21-40 年生	41-60 年生	61-80 年生	81 年生 以上	適用地域
北海道	184	166	209	241	235	北海道
東北	154	197	280	303	292	青森、岩手、宮城、秋田、 山形、福島、新潟
関東・ 中部	127	270	344	368	321	茨城、栃木、群馬、埼玉、 千葉、東京、神奈川、長野、 山梨、静岡、愛知、岐阜
北陸・ 山陰	138	216	280	268	313	富山、石川、福井、鳥取、 島根
近畿・ 山陽	186	233	250	259	267	三重、滋賀、京都、大阪、 兵庫、奈良、和歌山、岡山、 広島、山口
九州・ 四国	192	272	302	347	327	徳島、香川、愛媛、高知、 福岡、佐賀、長崎、熊本、 大分、宮崎、鹿児島、沖縄

#### (4)容積密度、拡大係数及び地下部率等

容積密度、拡大係数及び地下部率等のモニタリングについては、「1 育成林（吸収）のモニタリング」を参照してください。

### 3. 主伐を実施した林分（排出）のモニタリング

#### (1) 面積、地位の特定、容積密度、拡大係数及び地下部率等

面積、地位の特定、容積密度、拡大係数及び地下部率等については「1. 育成林（吸収）のモニタリング」及び「2. 天然生林のモニタリング」を参照してください。

#### (2) 幹材積量

##### 排出量算定のための幹材積の読み取り方

主伐を行った際には、主伐による排出量をプロジェクト実施後排出量としてプロジェクト実施後吸収量から差し引く必要があります。

主伐実施時の幹材積については、収穫予想表において主林木と副林木の幹材積が記載されている場合、両林木合計の幹材積を計上します（主伐時は、両林木を合わせて伐採すると想定されるため。）。

この場合、様式上は、「幹材積量算定シート」に両林木合計値を幹材積量に入力し、「【排出量算定用】情報記入シート」の必要な箇所に数値等を入力すれば、幹材積は自動計算されます。

また、皆伐以外の主伐においては、森林法第 15 条の規定に基づく伐採届に記載された伐採立木材積の算出に用いた伐採率（%）を乗じることで伐採した面積に応じた排出量を算出することも可能です。

この場合に、様式上は、「【排出量算定用】情報記入シート」の必要な箇所に数値を入れるとともに、当該幹材積を面積で割って求めた「単位面積当たりの幹材積量」を「（自動計算）排出量算定シート」に入力する必要があります。これらの数値を入力すれば、幹材積は自動計算されます。

（モニタリング・算定規程 2.5）

## 4. 再造林した林分の取り扱い

主伐後に再造林を計画する場合、当該林分の取扱いとしては、以下の2つのオプションがあり、プロジェクト実施者はどちらかを選択します。

- 1) 前節（3. 主伐を実施した林分（排出）のモニタリング）に基づき排出量を算定した上で、再造林を実施した後、毎年の幹材積成長量に基づき吸収量を算定  
再造林を実施した後、認証対象期間中における毎年度の吸収量を算定する方法であり、間伐等の森林施業を実施した林分の吸収量を算定するのと同じ考え方です。
- 2) 主伐を実施する前に対象林分を「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外  
主伐予定対象林分を「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外した上で、主伐及び再造林を実施したのち、主伐に伴う炭素蓄積減少量（永続的とみなされる期間にわたり利用される主伐材由来の木材製品に含まれる炭素蓄積量を控除したもの）から主伐跡地に再造林された林分が準伐期齢等に到達した時点の炭素蓄積量を差し引いた値を求め、これを二酸化炭素量に換算したものを「実質的な排出量」として算定し、これと同量のJ-クレジットを補填します。  
☞永続的とみなされる期間にわたり利用される木材製品の考え方は、次節（5. 伐採木材（吸収）のモニタリング）を参照

上記（2）については、2022年8月の制度改正により導入されたのち、2024年12月に見直されたルールであり、主伐跡地に再造林を実施した場合、植栽樹種が標準伐期齢等に到達した時点に見込まれる炭素蓄積量を実質的に主伐に伴う排出量から控除できる仕組みです。主伐を予定する林分を含む場合であってもJ-クレジット制度への参画がしやすくなる仕組みです。以下、本制度の内容について、詳細に解説します。

### 1) 主伐・再造林ルールの背景

林業の採算性の低下や森林所有者の関心の低下等により主伐後の再造林が放棄される事例も多く、将来の森林資源の確保のみならず、2050年カーボンニュートラルを見据えた中長期的な森林吸収量の確保の観点でも懸念が大きくなっています。主伐後の再造林を確実に、「伐って、使って、植えて、育てる」という林業の循環システムを確立することが重要ですが、カーボン・クレジット制度の活用を考えた場合、主伐・再造林を計画する場合は主伐による排出量の計上が大きくなるため、ルールが導入されるまで主伐を含むプロジェクトはほとんど実績がありませんでした。その要因として、長期を要する立木の育成サイクルの中で再造林後10年間の植栽・保育期間が最も多くの経費を要する一方、その間の森林吸収量は小さいため、資金が必要な時にクレジット収入が得られないという時間的なギャップも制度活用の障害になっています。

こうした課題を解決する方法として、再造林が行われた時点で標準伐期齢等までの累積吸収量（標準伐期齢等に到達した時点の炭素蓄積量 $\times 44/12$ ）を一括申請できる仕組みが2022年8月に導入されました。これは、主伐により炭素蓄積は減少する一方、主伐跡地に再造林を実施した場合、その後の成長により炭素蓄積は回復するという、長期的な炭素収支を考慮した考え方です。しかしながら、J-クレジット制度として遵守規定を置いているISO14064-3の改定に適合させる観点から、FO-001のバージョン6.0（2024年12月12日改定）以

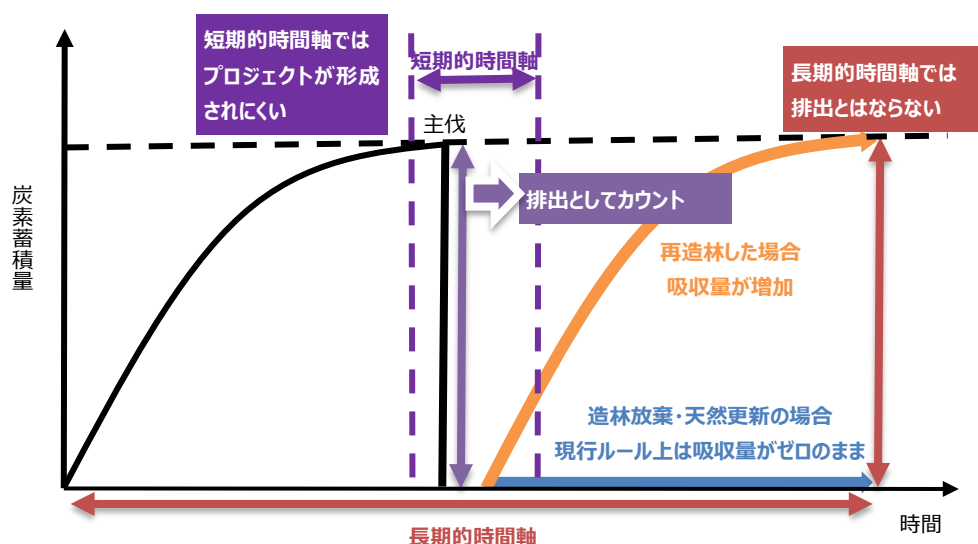
降、一括申請の仕組みは適用されないこととなり、その代わりに、主伐後に再生林を計画する林分を「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外できるルールが導入されました。

このルールを適用する場合、主伐・再生林の林分がプロジェクトの区域から除外されるため、主伐による排出量がクレジット申請に当たっての吸収量の計算に含まれないこととなりますが、プロジェクト実施者は自ら「実質的な排出量」を算定し、制度管理者（林野庁）に報告したうえで、これと同量のクレジットを補填する必要があります。「実質的な排出量」の算定方法の詳細は後述しますが、主伐により森林内の炭素蓄積は減少しますが、木材製品として永続的に利用されるものに固定されている炭素蓄積、主伐後に再生林した林分が標準伐期齢等に到達するまでに回復する炭素蓄積については、主伐による炭素蓄積の減少（大気中へのCO<sub>2</sub>放出）とみなさず、その差分のみを排出（実質的な排出）と捉えるという考え方です。イメージしやすいように簡略化して例示すると、主伐時の炭素蓄積減少に伴う排出量が1,000t-CO<sub>2</sub>、主伐材由来の木材製品のうち、永続的に利用されるものに固定されている炭素蓄積量が100t-CO<sub>2</sub>、主伐跡地に再生林された林分が標準伐期齢等に到達した時点の炭素蓄積量が600t-CO<sub>2</sub>であれば、実質的な排出量は $1,000 - 100 - 600 = 300\text{t-CO}_2$ と算定されます。方法論では「除外」という表現が使用されていますが、プロジェクト登録する森林と同一の森林経営計画に基づく森林経営の一環として主伐及び再生林が行われることから、実質的な排出量を算定したうえで補填を行う仕組みとなっています。

## 2) なぜ将来の炭素蓄積量を考慮した実質的な排出量の算定が認められるのか

主伐を行った後、再生林した林分が成長して前生樹の主伐時点の炭素蓄積まで回復すれば、炭素収支を林分単位で評価したとしても、（大気中のCO<sub>2</sub>濃度を増やしていないという意味で）実質的に排出は起こっていないと言えます。

主伐跡地に再生林を行った林分の炭素蓄積回復イメージ



とはいえ、仮にスギ1haを主伐して森林生態系内のバイオマスで500t-CO<sub>2</sub>の蓄積減少があった場合、即座に大気中へのCO<sub>2</sub>の放出を引き起こすものではありませんが、主伐後に林地に残された残材の腐朽分解、搬出された主伐材のサプライチェーンを通じた木材の加工や木材製品の廃棄に伴う燃焼等のプロセスを経て、将来的には500t-CO<sub>2</sub>の排出が起こるとい

事実が変わりはありません。森林の再生には不確実性を伴う（本当にそうなるかは誰にも分からない）ことに加え、再生が行われたとしても500t-CO<sub>2</sub>にまで回復する保証はないことから、森林の再生を図ることをもって主伐時の排出は起こっていないと主張することは不適當です。また、主伐を排出として取り扱うのは、将来起こる排出量を算定する考え方とも言えますが、カーボン・クレジットは現に今起こっている排出量をオフセットするための制度であり、将来の吸収を前提に現在の排出を正当化するわけにはいきません。このため、カーボン・クレジット制度の運用としては、主伐を行った時点で排出計上し、植栽を行った後は、森林の成長に応じて毎年の吸収量を算定していくのが原則です。

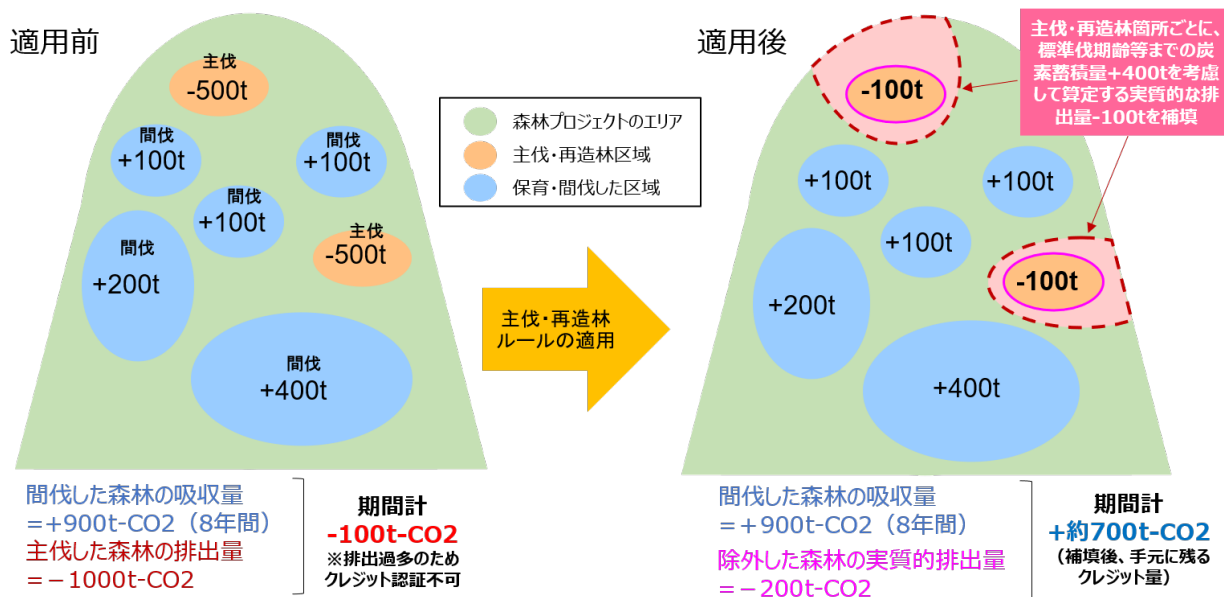
しかしながら、先述のとおり、実際問題として主伐後の再造林が放棄されるケースが拡大しており、この趨勢が今後も継続した場合、将来の森林吸収量の低下をもたらし、カーボンニュートラルの達成を困難にさせることが懸念されます。標準伐期齢等までの炭素蓄積量を考慮して実質的な排出量を算定できるルールが導入されたのは、再造林に対するインセンティブ強化策としてクレジット制度でも対応していく必要性が認められたためです。

### 3) 「標準伐期齢等」までの炭素蓄積量

主伐・再造林ルールによって、主伐による排出量が全量控除されるわけではありません。控除されるのは標準伐期齢等に達するまでの累計炭素蓄積量であり、この場合の「標準伐期齢等」とは、森林経営計画の認定基準として森林法施行規則において定められている主伐の下限林齢を指します。法的に定められている主伐の下限林齢である以上、再造林が行われた後、標準伐期齢等に到達する以前に主伐が行われないことは法的に担保されています。このため、その時点までの炭素蓄積が回復される蓋然性が高くなります。

主伐・再造林ルールを適用した場合の具体的なイメージは下図のとおりです。ルールを適用しない場合、以下の左図のように、主伐による排出量が1,000t-CO<sub>2</sub>（500 t-CO<sub>2</sub>×2 か所）、吸収量が900t-CO<sub>2</sub>であれば、認証対象期間全体を通して100t-CO<sub>2</sub>の排出超過となるため、プロジェクト登録のための適用条件を満たしません。主伐・再造林ルールを適用することにより、主伐・再造林林分が「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外され、プロジェクトとしての全体の認証量は900t-CO<sub>2</sub>となります。ただし、除外した林分における主伐に伴う排出量-1,000t-CO<sub>2</sub>と再造林林分における標準伐期齢等までの炭素蓄積量800t-

主伐を含む森林プロジェクトで主伐・再造林ルールを適用した場合のイメージ



CO<sub>2</sub>から算出される実質的な排出量-200t-CO<sub>2</sub>と同量のJ-クレジットを補填する必要があるため、プロジェクトを通じて手元に残るクレジット量は約700t-CO<sub>2</sub>となります。厳密には、認証されたクレジットが付与される際のバッファ管理口座への移転量や、除外林分の主伐に伴う伐採木材による吸収量を考慮する必要があります。

なお、例えば広葉樹を主伐した後にスギ・ヒノキ等の針葉樹を再造林した場合は、主伐時の排出量よりも再造林した標準伐期齢等までの累計炭素蓄積量が多いことがありますが、この場合に実質的な排出量の算定に考慮できる炭素蓄積量は、主伐に伴う排出量までが上限となります。

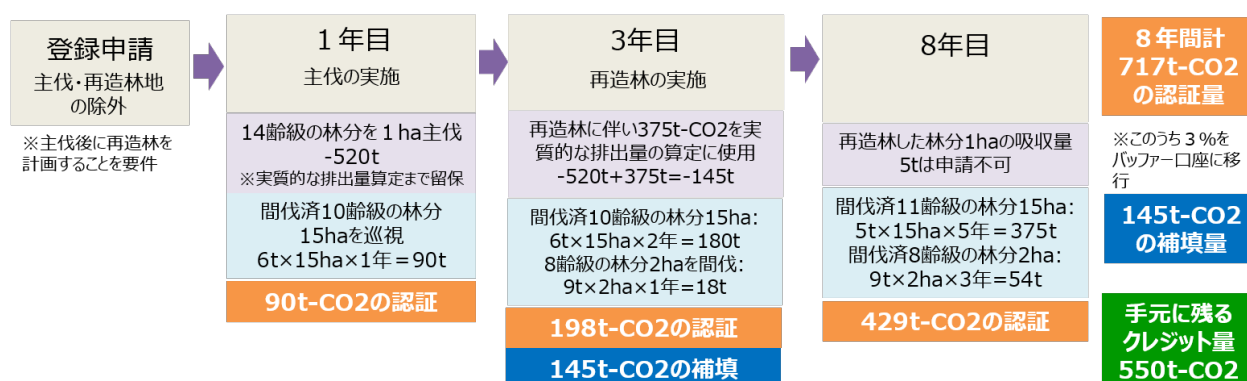
#### 4) 主伐・再造林ルール適用時の算定イメージ

主伐・再造林ルールによる対象林分の除外は、プロジェクト登録時に行います。主伐後2年以内に再造林を行うことを要件に、「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外できるとなっていますので、再造林の実施を証明する必要があります。FO-001は、森林経営計画に基づき施業を行うこととなっているため、再造林が完了したことの証明は、森林法第15条に基づく届出の写しの提出により行うこととなります。計画通りに再造林が実施されなかった場合、あるいは再造林を実施してもその証明が行われなかった場合、主伐排出量相当のJ-クレジットの補填を行う必要があります。

一般的に、主伐と再造林の間にはタイムラグが生じますが、森林経営計画の認定要件として、「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」又は「特に効率的な施業が可能な森林の区域にあって、植栽による更新を行う森林」での主伐後の再造林については、伐採終了年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽することとされていることから、再造林としての実施の証明ができるのも、伐採終了年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に造林を実施した場合に限られます。(次ページイメージ参照)

(方法論 FO-001 7. 付記)

#### 主伐・再造林ルール適用時の認証対象期間を通じた吸収量算定のイメージ



#### 5) 主伐・再造林ルール適用後の義務

主伐・再造林を計画する林分を「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外し、「実質的な排出量」を算定し、補填を行った場合、「実質的な排出量」の算定の根拠となった標準伐期齢等までの炭素蓄積量について、再造林後の成長過程を通じて本当に森林内に蓄積されたことを

証明するため、その林分が標準伐期齢等に達するまでモニタリング（監視）することがプロジェクト実施者の義務となります。

#### （i）再造林モニタリング期間中の報告

標準伐期齢等に達するまでの期間は、制度文書上では「再造林モニタリング期間」と称しています。再造林モニタリング期間を通し、プロジェクト実施者は森林の生育が健全に図られていることをモニタリングする必要があり、具体的には、林齢が10年生に達するまでの期間は毎年度、それ以降は隔年度（林齢が12年生、14年生・・・と偶数になる年度）、林分の現況が分かる写真を翌年度6月30日までに制度管理者に対して提出しなければなりません。ただし、森林の生育状況をモニタリングするのは、森林の炭素蓄積が順調に回復していることを確認するのが目的であるため、再造林モニタリング期間を通した森林経営計画の作成は必須ではなく、樹冠の判読により当該林分が伐採、開発、自然攪乱等による影響を受けていないことが目視により確認できる場合は、ドローン等で撮影した空中写真や衛星画像の提出に代えても差し支えありません。

衛星画像等の推移から土地利用変化を判読



#### （ii）再造林モニタリング期間中の自然災害等

再造林モニタリング期間中に、自然災害又は森林病虫害による被害の発生及び収用等のやむを得ない転用等により、当該林分の林齢が標準伐期齢等まで到達することが見込めなくなった場合、プロジェクト実施者は、当該林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量と同量のクレジット量を根拠となる資料を付して制度管理者に報告する必要があります。

なお、再造林モニタリング期間中に自然災害等による被害を受けた場合であっても、当該被害跡地に改めて前生樹と同じ樹種を用いて自然災害等による被害を受けた年度から2年後の3月31日までに再造林を行うときは、制度管理者への報告義務及びバッファ管理口座からの無効化ルールは適用されません。さらに森林保険に加入している場合は、2年後までという期限にこだわらず、被害状況の査定期間に応じて柔軟に対応できます。例えばスギの標準伐期齢40年生時点の炭素蓄積400t-CO<sub>2</sub>として実質的な排出量を算定していた場合、制度的な要求事項は、当該林分において400t-CO<sub>2</sub>の炭素蓄積まで確実に回復させることであって、40年間でそれを達成することまでは求めていません。仮に生育途上の20年生時点で森林火災による被害で植栽木が全滅した場合、その跡地に再び植栽を行って合計60年以上かかっても

400t-CO<sub>2</sub>の炭素蓄積を回復できればよい（したがって、再造林モニタリング期間は60年以上となる）という考え方です。

### （iii）再造林モニタリング期間中のクレジットの補填

また、再造林モニタリング期間中に、①土地転用及び主伐等吸収効果を消失させる行為を行った場合、②当該林分における森林の適切な管理を怠り吸収量を著しく損ねた場合、③野生鳥獣の食害により植栽木の樹高が胸高に達する前に成林が見込めなくなり、改植等の森林再生に向けた努力が放棄された場合、プロジェクト実施者は、当該行為が行われた林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量（二酸化炭素量に換算したもの）と同量のクレジットを補填しなければなりません（補填ルールについては第4章参照）。特に留意が必要なのは野生鳥獣による食害の場合で、FO-001の通常のルールにおいては、被害状況を制度管理者に報告した上で、制度管理者はバッファ管理口座から無効化を行い、プロジェクト実施者は当該林分をプロジェクト実施地から除外する手続きを行いますが、標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を使用して算定した実質的な排出量の報告を行った後、当該林分が野生鳥獣被害を受けたことを理由としてバッファ管理口座でクレジット損失分を埋め合わせることは認められません。プロジェクト実施者は被害防止策を講じた上で森林の再生を図る義務があり、当該義務を果たせなくなった場合は、プロジェクト実施者自らがクレジットの補填を行う必要があります。

#### 野生鳥獣被害の防除例

防護柵（ネット）滋賀県



食害防止チューブ



（出典：林野庁 HP）

## 6) 実質的な排出量の算定方法

### (i) 面積

面積については「1. 育成林（吸収）のモニタリング」を参照してください。

### (ii) 地位の特定

方法論 FO-001 に基づき、主伐後に再造林を計画して「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外したのち、再造林を実施した林分に係る標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を算定する際は、以下の方法で地位を特定します。

- **前生樹と同一の樹種が再造林された場合：**  
前生樹の主伐による排出量の算定に用いた地位を適用
- **前生樹と異なる樹種が再造林された場合：**  
実測による地位の判定が困難であるため、森林簿に記載されている地位を適用。当該林分の吸収量の算定を行う際に、森林簿に再造林した林分の地位情報が反映されていない場合は、同一樹種が植栽されている隣接林分（同一の林班内までを範囲とする。）の地位のうち、最も低い地位を適用。ただし、当該隣接林分が存在しない場合は、都道府県林務部局に森林簿上の該当林分に適合する地位情報を文書で確認し、これを適用。
- **上記2つの方法で地位情報が確認できない場合：**  
当該樹種のもっとも下位の地位を適用

(モニタリング・算定規程 2.7.5)

### (iii) 幹材積量

方法論 FO-001 に基づき、主伐後に再造林を計画して「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外したのち、再造林を実施した林分の標準伐期齢等に相当する炭素蓄積量を算定する際は、再造林した樹種が標準伐期齢等に達した時点での幹材積を収穫予想表（林分収穫表）から読み取ります。

様式上は、「幹材積量算定シート（育成林および主伐用（001、003 共通）」に再造林した樹種の収穫予想表を入力の上、「【主伐再造林(PJ 外)算定用】情報記入シート（FO-001）」に再造林樹種の標準伐期齢等を入力すれば、幹材積は自動計算されます。

(モニタリング・算定規程 2.5)

### (iv) 容積密度、拡大係数及び地下部率等のモニタリング

容積密度、拡大係数及び地下部率等については「1. 育成林（吸収）のモニタリング」を参照してください。

## 5. 伐採木材（吸収）のモニタリング

「プロジェクト計画の登録を行う森林」および主伐後に再造林を計画して「プロジェクト計画の登録を行う森林」から除外した林分から出荷される伐採木材（主伐材及び間伐材）の算定対象は、伐採時を起点として90年以上の期間にわたり木材製品として利用され続けることにより炭素を固定しているものであり、具体的には以下の製品が含まれます。

- ①製材用材（丸太）に由来するもの：製材品（建築用／非建築用）、製材用材から製材品に加工（一次加工・二次加工）する際に発生する工場残材を原料として生産された木質ボード（建築用／非建築用）、建築物の解体時に発生する製材品の廃材を原料として生産された木質ボード
- ②合板用材（丸太）に由来するもの：合板（建築用／非建築用）、合板用材から合板に加工（一次加工・二次加工）する際に発生する工場残材を原料として生産された木質ボード（建築用／非建築用）、建築物の解体材に発生する合板の廃材を原料として生産された木質ボード
- ③原料用材（丸太）に由来するもの（原料用材とは、パルプ、木質ボード、燃料等の原料として利用されるチップ用材のこと）：木質ボード（製紙用及び燃料用は永続性要件を満たさないため算定対象外）

※その他用材（枕木、電柱、杭丸太、足場丸太等）及びしいたけ原木は算定対象外

算定方法の基本的な考え方は、以下の式に示すとおりです。これらのうち、プロジェクト実施者自ら提出しなければならないデータは青色でハイライトされた「用材出荷量」のみであり、それ以外のモニタリング項目は全て統計データを引用するか、あらかじめ設定されたデフォルト値となります。

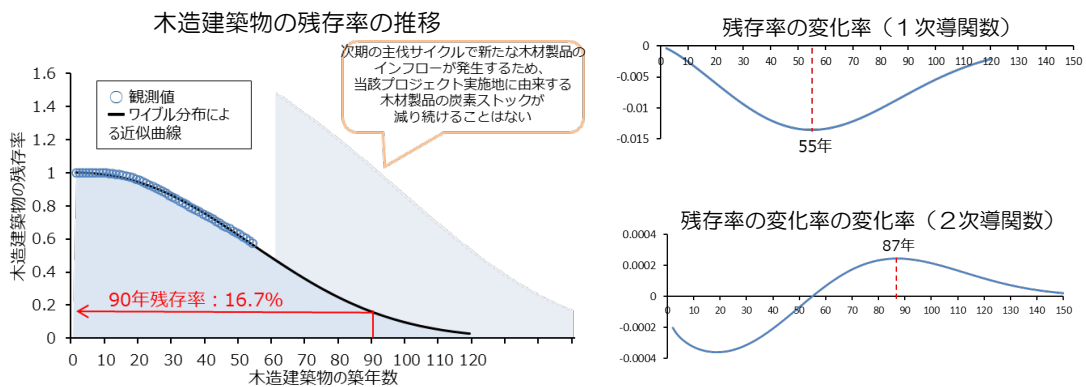
【用材出荷量（建築用／非建築用）×加工歩留まり×木材の密度×炭素含有率×永続性残存率】＋【原料用材・工場残材由来の木質ボード生産量（建築用／非建築用×加工歩留まり×炭素換算率×永続性残存率】＋【解体材由来の木質ボード生産量）×加工歩留まり×炭素換算率×永続性残存率】



## ② 木材の残存率

伐採木材の炭素固定量も算定対象に含めるとしても、持続性要件を満たす必要があるため、実際に吸収量の算定に含めることができるのは、持続的とみなされる期間にわたり利用される木材製品に限られます。J-クレジット制度においては、これに該当するのは「90年以上」利用される木材製品と定義されています。

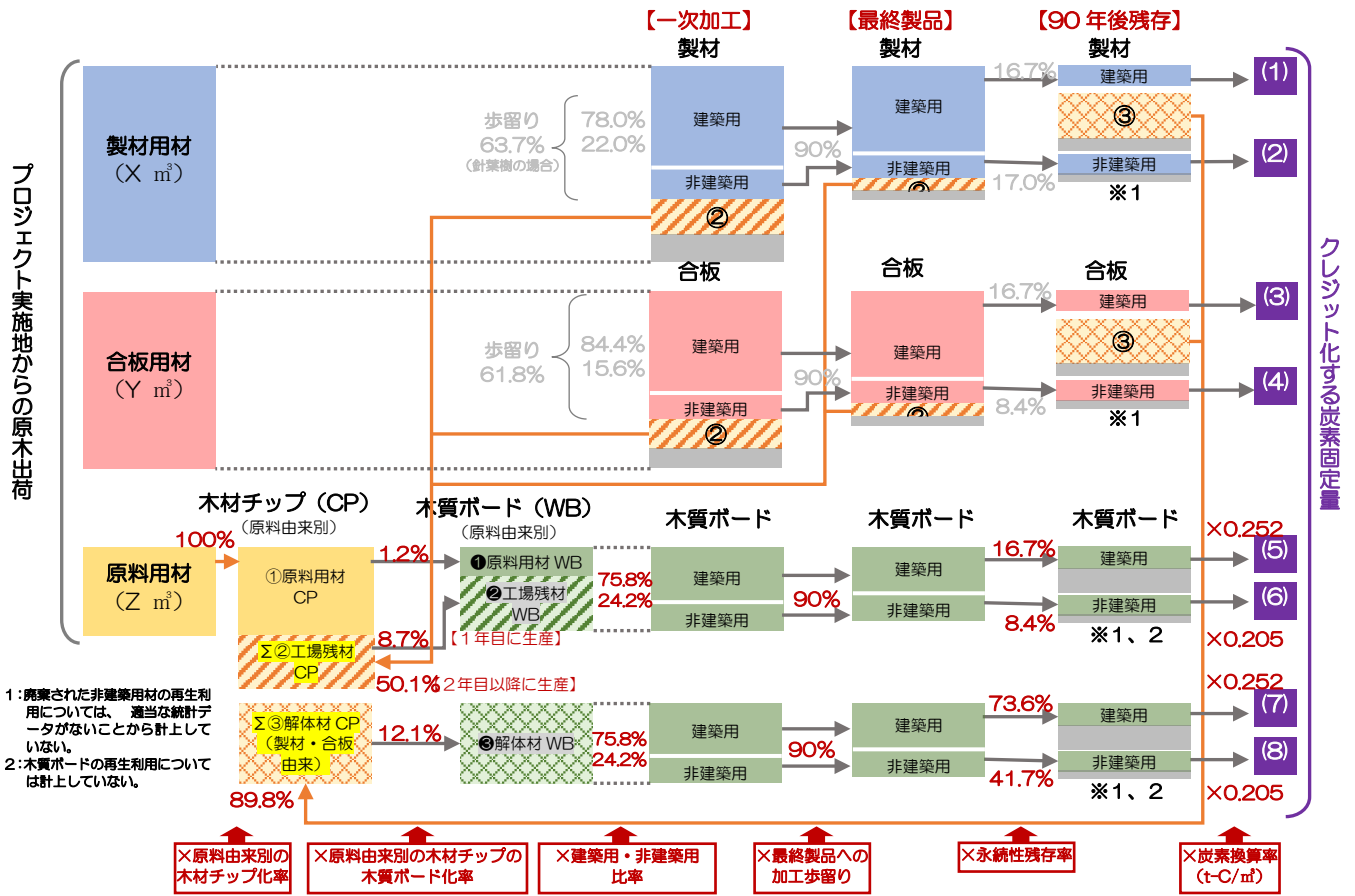
その理論的根拠となっているのは、我が国の木造建築物の床面積ベースの残存率を区間残存率推計法（調査時点における新築年次別の現存棟数と除却棟数から建築物の年齢別の残存確率を計算し、残存率曲線を求める方法。人間の平均寿命の算出方法と同じ考え方。）に基づき推計したものです。解体による建築物の減少の速度は築後55年で極大化し、その後徐々に緩やかになり、築後87年には速度の変化率が減少に転じ、さらに減少が緩やかになることを踏まえ、90年とされました。築後90年以降も解体（排出）は継続するため、保守性原則に反するという指摘もありますが、「伐って、使って、植えて、育てる」林業の循環が維持される限りにおいて、将来的に同一林地から再び伐採されて新たな木材製品のインフローが発生するため、トータルでの炭素固定量は90年時点を下回らない（したがって保守性は担保される）点が重要なポイントです。



実際には、建築用途と非建築用途で90年残存率が異なるため、建築用途（製材、合板、木質ボード）については区間残存率推計法に基づき16.7%、非建築用途についてはIPCCガイドラインに示された一次減衰関数モデルを適用し、製材は17.0%、木質パネル（合板・木質ボード）は8.4%が持続的に利用されるとみなされます。製紙用や燃料用の木材については、持続性要件を満たさないため、吸収量の算定対象外となります。

主伐材、間伐材とも算定の対象に含まれますが、伐採木材の炭素固定に係る吸収量の見込量を示したのが次ページのフロー図です。

# 伐採木材の炭素固定量の算定フロー



- (1) 1年目に生産される**建築用製材**
- (2) 1年目に生産される**非建築用製材**
- (3) 1年目に生産される**建築用合板**
- (4) 1年目に生産される**非建築用合板**
- (5) 1年目に生産される原料用材及び工場残材由来の**建築用木質ボード**
- (6) 1年目に生産される原料用材及び工場残材由来の**非建築用木質ボード**
- (7) 1年目に生産される**建築用製材**及び**建築用合板**から2年目以降に毎年発生する解体材を由来とする**建築用木質ボード**
- (8) 1年目に生産される**建築用製材**及び**建築用合板**から2年目以降に毎年発生する解体材を由来とする**非建築用木質ボード**

## (1) 伐採木材の出荷量

伐採木材の出荷量については、原木の用途別（製材用、合板用及び原料用）の出荷量を伝票や CoC 森林認証材の取引履歴等により証明することが原則となります。製材用材の出荷量については、木材の密度に関するデフォルト値が樹種別に細かく設定されているため、樹種別に把握する必要があります。

なお、原木の用途別の仕分けを出荷先が行う場合であって、自らは用途別の出荷量のデータを入手できないときは、以下のとおり算定します。

- ① プロジェクト実施地の属する都道府県における用途別都道府県産材出荷量の統計（バイオマス燃料用を含む）が存在するときは、吸収量の算定を行おうとする年度（4月1日～3月31日）の始期（4月1日）を含む暦年（1月1日～12月31日）の統計に基づき、原木出荷量合計に占める製材用材、合板用材及び原料用材（パルプ・チップ用材及び燃料材の合計）の比率を求め、当該プロジェクトから出荷された用途別内訳が特定されていない原木出荷量合計にそれぞれ乗じて按分算定します。
- ② ①によりがたい場合は、吸収量の算定を行おうとする年度（4月1日～3月31日）の始期（4月1日）を含む暦年（1月1日～12月31日）の農林水産省「木材需給表」に基づき、国内総生産量に占める製材用材、合板用材及び原料用材（パルプ・チップ用材及び燃料材の合計）の生産割合を求め、当該プロジェクトから出荷された用途別内訳が特定されていない原木出荷量合計にそれぞれ乗じて按分算定します。（具体例は次ページのとおり）

※①②ともに、吸収量の算定を行おうとする年度の始期を含む暦年の統計が公表されるより前に算定を行う場合は、公表された最新の統計値を用いることができます。

➤ 農林水産省「木材需給表」

[https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai\\_zyukyu/](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai_zyukyu/)

（モニタリング・算定規程 2.8.1）

(参考)

令和3年(2021年)木材需給表(2022年9月30日公表・2023年3月10日修正)の「Ⅱ 令和3年(2021年)木材需給表」によれば、①国内生産の総数 33,721 千<sup>3</sup>の用途別内訳は、②製材用材 12,861 千<sup>3</sup>(38%)、③合板用材 4,661 千<sup>3</sup>(14%)、④原料用材(パルプ・チップ用材及び燃料材の合計) 14,092 千<sup>3</sup>(42%)となります。

令和3年木材需給表(抜粋)

需 要		総 需 要 量							
		計	用 材					しいたけ原木	燃料材
小 計	製材用材		合板用材	パルプ・チップ用材	その他用材				
供 給	計	(20,065)	(7,210)						(12,855)
	丸太	82,130	67,142	26,179	10,294	28,743	1,926	246	14,742
	林地残材	(7,210)	(7,210)			(7,210)			
	輸入木材製品	27,845	27,845	16,276	5,093	4,600	1,877		
	しいたけ原木	161	161			161			
	燃料材	39,136	39,136	9,903	5,201	23,983	49		
国 内 生 産	計	246						246	
	丸太	(12,855)							(12,855)
	林地残材	14,742							14,742
	しいたけ原木	33,721	24,127	12,861	4,661	4,744	1,862	246	9,348
	燃料材	23,966	23,966	12,861	4,661	4,583	1,862		
	燃料材	161	161			161			
輸 入 材 品	計	246						246	
	丸太	9,348							9,348
	燃料材	48,409	43,015	13,318	5,633	24,000	65		5,394
	製材用材								
	合板用材								
	パルプ・チップ用材								

用途別内訳が特定されていない原木出荷量の按分換算方法

製材用材の生産割合について、  
 $12,861 \text{ 千}^3 \text{ (②製材用材)} \div 33,721 \text{ 千}^3 \text{ (①国内生産総数)} = 0.38$   
 合板用材の生産割合について、  
 $4,661 \text{ 千}^3 \text{ (③合板用材)} \div 33,721 \text{ 千}^3 \text{ (①国内生産総数)} = 0.14$   
 原料用材の生産割合について、  
 $\{4,744 \text{ 千}^3 \text{ (④パルプ・チップ用材)} + 9,348 \text{ 千}^3 \text{ (④燃料材)}\} \div 33,721 \text{ 千}^3 \text{ (①国内生産総数)} = 0.42$   
 と計算できる。

よって、用途別内訳が特定されていない原木出荷量合計が 1,000 <sup>3</sup>の場合には、

- 380 <sup>3</sup> (1,000 <sup>3</sup> × 0.38) が製材用材の出荷量に、
- 140 <sup>3</sup> (1,000 <sup>3</sup> × 0.14) が合板用材の出荷量に、
- 420 <sup>3</sup> (1,000 <sup>3</sup> × 0.42) が原料用材の出荷量になる。

(出典：農林水産省「令和3年(2021年)木材需給表」から抜粋)

## (2) 製材及び合板への加工歩留まり

製材用材及び合板用材から製材及び合板へそれぞれ加工する際の加工歩留まりについては、原則として、吸収量の算定を行おうとする年度（4月1日～3月31日）の始期（4月1日）を含む暦年（1月1日～12月31日）の農林水産省「木材需給表」に示された丸太換算率を使用します。ただし、吸収量の算定を行おうとする年度の始期を含む暦年の統計が公表されるより前に算定を行う場合は、公表された最新の統計値を用いることができます。

なお、製材用材及び合板用材から製材及び合板へそれぞれ加工する際の加工歩留まりについて、自ら実測した値を報告できる場合は、実測した値を使用することもできます。

様式上は、以下のURLから、農林水産省「木材需給表」を確認の上、自ら入力する必要があります。

- 農林水産省「木材需給表」

[https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai\\_zyukyu/](https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai_zyukyu/)

(モニタリング・算定規程 2.8.2)

### (参考)

令和3年（2021年）木材需給表（2022年9月30日公表）の「I 解説- 1 木材需給表の作成方法-（2）丸太換算率」によれば、製材の丸太換算率は針葉樹63.7%、広葉樹54.8%、合板の丸太換算率は61.8%となります。

(2) 丸太換算率								
本表における木材需要・供給量は丸太換算材積であり、丸太以外の形態で輸入又は輸出されたものについては、以下の換算率を用いて丸太材積に換算した。								
区分	木材製品名	単位	丸太換算率	区分	木材製品名	単位	丸太換算率	
製材品等	製材品	針葉樹	m <sup>3</sup>	63.7%	木材バルブ 木材チップ 再生木材	木材バルブ	t	1 t = 3.3 m <sup>3</sup>
		広葉樹	m <sup>3</sup>	54.8%		針葉樹	t	1 t = 2.2 m <sup>3</sup>
	集成材・構造用集成材	m <sup>3</sup>	60.0%	広葉樹		t	1 t = 1.7 m <sup>3</sup>	
	セルラーウッドパネル	m <sup>2</sup>	100 m <sup>2</sup> = 7.92 m <sup>3</sup>	改良木材		m <sup>3</sup>	100.0%	
	加工材	針葉樹	m <sup>3</sup>	60.0%	その他	枕木	m <sup>3</sup>	50.0%
		広葉樹	m <sup>3</sup>	50.0%		のこくず・木くず	t	1 t = 1.282 m <sup>3</sup>
合板等	合板	m <sup>3</sup>	61.8%	燃料材	木炭	t	1 t = 7.407 m <sup>3</sup>	
	薄板・単板	m <sup>3</sup>	61.8%		木炭以外	t	1 t = 1.282 m <sup>3</sup>	
	ブロックボード等	m <sup>3</sup>	40.9%					

(出典：農林水産省「令和3年（2021年）木材需給表」から抜粋)

### (3)原料由来別の木材チップ化率及び木質ボード化率

原料用材、工場残材及び解体材のそれぞれのうち木材チップに加工される割合（木材チップ化率）は、原則として、次表で示された値を使用します。原料用材、工場残材及び解体材を由来とする木材チップの由来別生産量に対する、当該由来の木材チップから生産される木質ボード生産量の比率（木質ボード化率）は、次表で示された値を使用します。

なお、原料用材由来の木材チップの木質ボード化率については、モニタリング方法に記載した値以外に、自ら実測した値を報告できる場合は、実測した値を使用できます。

（モニタリング・算定規程 2.8.3、2.8.4）

木質チップ又は木質ボード化率

	原料用材	工場残材	解体材
木材チップ化率	1	0.501	0.898
木質ボード化率	0.012	0.087	0.121

### (4)最終木材製品への加工歩留まり

原則として、次表で示された、製材及び合板から最終製品へ加工する際の加工歩留まりの値を使用します。

また、自ら実測した値を報告できる場合は、実測した値を使用することもできます。

様式上は、次表を使用する場合は、同表の値がデフォルト値として入力されているため、自ら入力する必要はありません。

（モニタリング・算定規程 2.8.5）

最終木材製品への加工歩留まり

	製材	合板	木質ボード
製材、合板及び木質ボードから最終製品へ加工する際の加工歩留まり	0.9		

## (5) 製材、合板の用途別（建築用及び非建築用）比率

### ① 製材

原則として、吸収量の算定を行おうとする年度（4月1日～3月31日）の始期（4月1日）を含む暦年（1月1日～12月31日）の農林水産省「木材需給報告書」に掲載された用途別製材品出荷量（国産材）のうち、建築用製材（建築用材）と非建築用製材（土木建設用材、木箱仕組板・こん包用材、家具建具用材、その他用材）の比率を使用します。

### ② 合板

原則として、吸収量の算定を行おうとする年度（4月1日～3月31日）の始期（4月1日）を含む暦年（1月1日～12月31日）の農林水産省「木材需給報告書」に掲載されている統計値から算定した用途別比率を使用します。具体的には、以下に示す(a)から(d)のうち、(a)及び(b)を建築用、(c)及び(d)を非建築用として、用途別の比率を算定します。

- (a) 普通合板生産量のうち針葉樹のうち構造用の生産量に合板用単板消費量の国産材率を乗じた値
- (b) LVL 生産量のうち構造用のうち国産材の生産量
- (c) 普通合板生産量から針葉樹のうち構造用のものを除いた生産量に合板用単板消費量の国産材率を乗じた値
- (d) LVL 生産量のうちその他（構造用以外）のうち国産材の生産量。

なお、①製材及び②合板の用途別（建築用及び非建築用）比率について、自ら実測した値を報告できる場合は、実測した値を使用することもできます。

➤ 農林水産省「木材需給報告書」

<https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/mokuzai/>

（モニタリング・算定規程 2.8.6）

a	$a = \frac{(ア) + (イ)}{(ウ)} \times \frac{(工)}{\text{普通合板生産量のうち針葉樹のうち構造用の生産量}}$ <p style="text-align: center; margin: 0;"> <span style="margin-right: 100px;">合板用単板消費量の国産材率</span> </p>
b	$b = \frac{(オ)}{\text{LVL 生産量のうち構造用のうち国産材の生産量}}$
c	$c = \frac{(ア) + (イ)}{(ウ)} \times \frac{((カ) - (工))}{\text{(工)を除いた普通合板生産量}}$ <p style="text-align: center; margin: 0;"> <span style="margin-right: 100px;">合板用単板消費量の国産材率</span> </p>
d	$d = \frac{(キ)}{\text{LVL 生産量のうちその他（構造用以外）のうち国産材の生産量}}$

木材需給報告書に基づく合板の用途別比率

単板消費量

年次	合 計					合 板 用					
	計	自社生産		他社から購入		小計	自社生産		他社から購入		
		国産材	輸入材	国産材	輸入材		国産材	輸入材	国産材	輸入材	
実数											
令和2年	3,633	3,061	247	150	175	3,319	2,786	239	134	160	
3	3,857	3,167	301	124	265	3,378	2,751	291	105	231	
対前年比 (%)											
令和2年	91.0	101.1	64.7	62.5	50.9	89.0	99.1	64.8	60.1	48.9	
3	106.2	103.5	121.9	82.7	151.4	101.8	98.7	121.8	78.4	144.4	
構成比 (%)											
令和2年	100.0	84.3	6.8	4.1	4.8	91.4	76.7	6.6	3.7	4.4	
3	100.0	82.1	7.8	3.2	6.9	87.6	71.3	7.5	2.7	6.0	

木材需給報告書 > 令和3年調査結果データ > 木材産業の動向 合単板及びLVL > 単板消費量

LVL生産量

年次	単位：千m <sup>3</sup>											
	合 計				構 造 用				そ の 他			
	計	国産材	輸入材	混 合	小計	国産材	輸入材	混 合	小計	国産材	輸入材	混 合
実数												
令和2年	206	169	31	6	104	77	27	0	102	92	4	6
3	337	301	33	3	223	194	29	0	114	107	4	3
対前年比 (%)												
令和2年	109.6	112.7	96.9	100.0	118.2	128.3	96.4	nc	102.0	102.2	100.0	100.0
3	163.6	178.1	106.5	50.0	214.4	251.9	107.4	nc	111.8	116.3	100.0	50.0
構成比 (%)												
令和2年	100.0	82.0	15.0	2.9	50.5	37.4	13.1	0.0	49.5	44.7	1.9	2.9
3	100.0	89.3	9.8	0.9	66.2	57.6	8.6	0.0	33.8	31.8	1.2	0.9

木材需給報告書 > 令和3年調査結果データ > 木材産業の動向 合単板及びLVL > LVL生産量

普通合板生産量

区 分	令和2年	3	対前年比	構成比
	千m <sup>3</sup>	千m <sup>3</sup>	%	%
普通合板生産量	2,999	3,172	105.8	100.0
6 mm 未満	49	38	77.6	1.2
6 ～ 12	462	531	114.9	16.7
12 ～ 24	1,341	1,399	104.3	44.1
24 mm 以上	1,147	1,204	105.0	38.0
うち針葉樹合板	2,896	3,087	106.6	97.3
うち構造用合板	2,670	2,748	102.9	86.6

木材需給報告書 > 令和3年調査結果概要 > 表 14 普通合板生産量

(出典：農林水産省「令和3年(2021年)木材需給報告書」から抜粋)

(参考)

令和3年(2021年)木材需給報告書(2023年1月31日公表)を基に算定すると、以下のとおりです。

① 製材

「令和3年木材需給報告書」の「2-1-7 材種別、用途別製材品出荷工場数及び出荷量-国産材」によれば、製材品出荷量 6,735 千 $m^3$ のうち建築用 5,251 千 $m^3$  (78.0%)、非建築用 1,484 千 $m^3$  (22.0%) となります。

② 合板

「令和3年木材需給報告書」の「2-2-3 合板用単板消費量」、「2-2-4 普通合板の用途別、厚さ別生産量及び在庫量」及び「2-2-7 LVL 生産量及び在庫量」に基づき以下のとおり算出すると、建築用 2,517 千 $m^3$  (84.4%)、非建築用 465 千 $m^3$  (15.6%) となります。

(a)=2,323 千 $m^3$ 、(b)=194 千 $m^3$ 、(c)=358 千 $m^3$ 、(d)=107 千 $m^3$ )

木材需給報告書に基づく合板の用途別比率

(a) ~ (d) までの用途比率について、「令和3年木材需給報告書」より抜粋した図表(前ページ)に記載されている数値より、以下のような計算によって求められます。

a

$$(a) = \frac{(ア) 2,751 + (イ) 105}{(ウ) 3,378} \times (工) 2,748 = 2,323$$

b

$$(b) = (オ) 194 = 194$$

c

$$(c) = \frac{(ア) 2,751 + (イ) 105}{(ウ) 3,378} \times ((カ) 3,172 - (工) 2,748) = 358$$

d

$$(d) = (キ) 107 = 107$$

## (6)木質ボードの用途別（建築用及び非建築用）比率

次表で示された用途別比率の値を使用します。

（モニタリング・算定規程 2.8.6）

木質ボードの用途別比率

		原料用材・ 工場残材由来	解体材由来
木質ボードの用途別比率	建築用	0.758	
	非建築用	0.242	

## (7)永続性残存率

次表で示された製品・用途別永続性残存率の値を使用します。

永続性が確保されるとみなされる期間は、総務省「固定資産の価格等の概要調査」に基づき1963年以降に建てられた木造建築物の床面積データから築後1年ごとに建築物が残存する確率を算定するとともに、区間残存率推計法に基づき将来の経年推移をモデル分析することにより得られる残存率曲線の第2次導関数が増加から減少に転じる点よりも有意に後年となる地点までとし、90年間としています。

永続性残存率は永続性が確保されるとみなされる時点（90年）の残存率であり、建築に利用される木材製品については「固定資産の価格等の概要調査」に基づく残存率曲線、非建築用に利用される木材製品については、IPCCガイドラインで示された一次減数関数モデルから読み取れる90年時点の残存率を用いています。

なお、解体材由来の木質ボードの永続性残存率については、解体材由来の木質ボードが生産された年毎（2年目から90年目まで）に、プロジェクト実施後90年目時点の残存量を算定し、解体材由来の木質ボード生産量の計に対する90年目時点の残存量の計の比率を用いています。

様式上は、同表の値がデフォルト値として入力されているため、自ら入力する必要はありません。

（モニタリング・算定規程 2.8.7）

永続性残存率

		製材	合板	木質ボード	
				原料用材・ 工場残材由来	解体材由来
永続性 残存率	建築用	0.167		0.736	
	非建築用	0.170	0.084	0.417	

## (8)木材の密度

原則として、製材の場合は次ページの表に示した樹種別の木材の密度（気乾密度を気乾状態の材積に対する全乾状態の質量の比に換算する係数である 0.87 を気乾密度に乗じた値）を使用します。合板の場合は 0.542 とします。

その他の文献・資料を活用することもできますが、第三者（学術論文へのレビュアー等）のチェックが入っていない資料から木材の密度及び木材の炭素含有率を引用する場合は、当該資料の妥当性について妥当性確認機関の確認を受ける必要があります。

様式上は、次ページの表を使用する場合は、同表で樹種別の木材の密度を確認の上、自ら入力する必要があります。

(モニタリング・算定規程 2.8.8)

樹種別の木材の密度

針広の別	樹種	気乾密度	木材の密度 (気乾密度× 0.87)
針葉樹材	ヒノキ	0.44	0.38
針葉樹材	サワラ	0.34	0.30
針葉樹材	ネズコ、クロベ	0.36	0.31
針葉樹材	アスナロ	0.45	0.39
針葉樹材	イチョウ	0.47	0.41
針葉樹材	モミ	0.44	0.38
針葉樹材	トドマツ、アカトドマツ	0.40	0.35
針葉樹材	カラマツ	0.50	0.44
針葉樹材	エゾマツ	0.43	0.37
針葉樹材	アカマツ、メマツ	0.52	0.45
針葉樹材	ヒメコマツ	0.45	0.39
針葉樹材	クロマツ、オマツ	0.54	0.47
針葉樹材	トガサワラ	0.49	0.43
針葉樹材	ツガ	0.50	0.44
針葉樹材	イヌマキ、ホンマキ、クサマキ	0.54	0.47
針葉樹材	コウヤマキ、ホンマキ	0.42	0.37
針葉樹材	イチイ、アララギ、オンコ	0.51	0.44
針葉樹材	カヤ	0.53	0.46
針葉樹材	スギ	0.38	0.33
広葉樹材	イタヤカエデ	0.65	0.57
広葉樹材	セン、ハリギリ	0.52	0.45
広葉樹材	マカンパ、ウダイカンパ	0.67	0.58
広葉樹材	シラカンパ	0.57	0.50
広葉樹材	オレオレカンパ	0.90	0.78
広葉樹材	アサダ	0.73	0.64
広葉樹材	キリ	0.30	0.26
広葉樹材	ツゲ	0.90	0.78
広葉樹材	カツラ	0.50	0.44
広葉樹材	ミズキ	0.61	0.53
広葉樹材	カキ	0.69	0.60
広葉樹材	クリ	0.60	0.52
広葉樹材	シイノキ (コジイ (ツブラジイ))	0.54	0.47

針広の別	樹種	気乾密度	木材の密度 (気乾密度×0.87)
広葉樹材	シイノキ (スタジイ (イタジイ))	0.61	0.53
広葉樹材	ブナ	0.65	0.57
広葉樹材	イヌブナ	0.69	0.60
広葉樹材	アカガシ	0.87	0.76
広葉樹材	イチイガシ	0.80	0.70
広葉樹材	アラカシ	0.96	0.84
広葉樹材	シラカシ	0.83	0.72
広葉樹材	クヌギ	0.84	0.73
広葉樹材	ミズナラ、オオナラ、ナラ	0.68	0.59
広葉樹材	コナラ	0.79	0.69
広葉樹材	ウバメガシ	1.07	0.93
広葉樹材	イスノキ	0.90	0.78
広葉樹材	トチノキ	0.52	0.45
広葉樹材	オニグルミ	0.53	0.46
広葉樹材	サワグルミ	0.45	0.39
広葉樹材	クスノキ	0.52	0.45
広葉樹材	タブノキ	0.65	0.57
広葉樹材	イヌエンジュ	0.59	0.51
広葉樹材	ホオノキ	0.49	0.43
広葉樹材	ヤマグワ、クワ	0.62	0.54
広葉樹材	ヤチダモ	0.55	0.48
広葉樹材	シオジ	0.53	0.46
広葉樹材	トネリコ	0.75	0.65
広葉樹材	アオダモ	0.71	0.62
広葉樹材	ヤマトアオダモ	0.72	0.63
広葉樹材	ヤマザクラ	0.62	0.54
広葉樹材	キハダ	0.49	0.43
広葉樹材	ドロノキ、ドロヤナギ	0.42	0.37
広葉樹材	シナノキ	0.50	0.44
広葉樹材	ハルニシ、アカダモ	0.63	0.55
広葉樹材	ケヤキ	0.69	0.60

※ なお、樹種が不明である場合については、上表における最小の木材密度（キリの0.26）を適用して算定することができる。

## (9) 木材の炭素含有率

原則として、次表に示した木材の炭素含有率の値を使用します。

その他の文献・資料を活用することもできますが、第三者（学術論文へのレビュアー等）のチェックが入っていない資料から木材の密度及び木材の炭素含有率を引用する場合は、当該資料の妥当性について妥当性確認機関の確認を受ける必要があります。

様式上は、次表を使用する場合は、同表の値がデフォルト値として入力されているため、自ら入力する必要はありません。

(モニタリング・算定規程 2.8.9)

木材の炭素含有率

	製材	合板
木材の炭素含有率	0.50	0.493

(出典：日本国温室効果ガスインベントリ報告書)

## (10) 木質ボードの炭素換算率

次表で示された用途別（建築用及び非建築用）の炭素換算率の値を使用します。

(モニタリング・算定規程 2.8.10)

木質ボードの炭素換算率

		原料用材・工場残材由来	解体材由来
木質ボードの炭素換算率	建築用	0.252	
	非建築用	0.205	